

世界の通信ビジネスの最新情報誌

KDD 総研

R&A

1996 November

11



CONTENTS

AMERICAS

《米国》

連邦控訴裁、FCCの相互接続ルールの一部を仮差し止め 3
 接続料金の算定基準策定に関わる管轄権は当面各州に委ねられることに。地域電話市場における本格的競争は更に遅れるのか。

AT&T、単一料金体系を導入 7
 時間帯・通話相手先による割引サービスが常態化する中、基本料無しで毎分15セントと極めてシンプルなものに。シェアの低下、業績低迷の起死回生の一打となるか。

《カナダ》

カナダ政府、通信・放送の融合に関する政策を発表 8
 設備、コンテンツ及び競争に関する原則を規定。規制機関CRTCが融合を実施するための基本的なガイドラインと位置づけられる。

ASIA

《シンガポール》

国内・国際通信サービス市場開放に向け、入札条件発表 10
 来年3月より、免許入札の事前審査を開始し、1998年半ばに新規事業者2社を決定する。選定上は、固定電話の設備保有者を優先。

《タイ》

PHSの導入とセルラー電話市場 12
 セルラー電話の4社独占体制は、PHS事業者2社へのコンセッション付与により崩れる。

《ウズベキスタン共和国》

通信インフラ整備の現況 17
 積極的な外資導入により通信インフラの整備を急ピッチで進める。

MIDDLE EAST

《中近東諸国》

中近東諸国の最近の状況 23
 中東地域における通信インフラ整備、GSMサービスの導入などについて、最近の状況を概観する。

EUROPE

《欧州委員会》

音声ONP修正指令案、発表 30
 自由化後のユニバーサルサービス確保を前面に据えて、全体を差し替え。

《英国》

C&W、ナイネックス、BCIが新会社設立により英国事業を統合 33
 Cable and Wireless Communicationsを設立し、マーキュリーと2社の英国CATV事業を統合。全分野のサービスを提供する総合通信事業者の誕生へ。

《ドイツ》

RWE、Veba/C&Wと提携 36
 RWEとViag/BTの提携は解消へ。

第二PCN事業者、応募はViag/BTのみ 38
 政府による発表は97年2月に行われる。

新規事業者、DTの独占的地位濫用を批判 38
 割引サービスとグローバルワンに関して提訴。DTの株式売却を前に競争促進に消極的なドイツ政府への批判がくすぶる。

《フランス》

ブイーグテレコムとSTETが提携 39
 フェーバも加わる見込み。SNCFの通信子会社への出資を狙うが、C&Wは不参加を表明。

パリ交通営団が通信事業に参入へ 40
 公衆ネットワーク提供事業者に。他企業との提携については消極的。

《オランダ》

EnerTelとTelfortが全国免許を獲得 41
 応募した3社のうちグローバルワンは落選。EnerTelに出資するCasemaとPTTテレコムの両方に対するKPNの出資が競争上問題に。

《イタリア》

オリベッティ再建計画 42
 PC製造部門を売却し、より一層通信に重点を置くことに。しかし負債の穴埋めのため、オムニテル株式を一部売却。



米国

連邦控訴裁、FCCの相互接続ルールの一部を仮差し止め

■ 接続料金の算定基準策定に関わる管轄権は当面各州に委ねられることに。地域電話市場における本格的競争は更に遅れるのか。

1996年10月15日、第8巡回連邦控訴裁判所はFCCの相互接続規則の料金算定基準等、その一部を仮差し止め(stay)する裁定を下した。FCCの相互接続規則は9月29日に発効する予定であったが、既存の地域電話会社等からは同規則の差し止めや見直しを求める控訴請求が相次いでいた。「仮差し止め」とは、当該案件に対する審議が終結するまではその規則の発効を停止させるものである。今回の裁定で控訴裁はFCCの相互接続規則の一部とはいえ、その根幹をなす料金部分に関わる規則に仮差し止めを命じたのである。控訴裁判所の最終裁定は97年2月頃となる見通しであり、従ってそれまでの間、接続料金の算定(仲裁)基準は従来通り、各州によって策定されることとなる。FCCは第8巡回連邦控訴裁の裁定を不服として、ただちに最高裁に対して仮差し止めの取消しを求めて上告した。以下に今回の裁定の概要を紹介する。(井上茂雄)

1. 控訴裁の判断

第8巡回連邦控訴裁判所はFCC規則が発効となる直前の9月27日に先ず同規則の凍結を命じ、続いて仮差し止めの是非を決めるための口頭弁論を10月3日に行った。争点はFCCの管轄権の範囲及びFCCが定めた料金算定基準の正当性に集約される。口頭弁論における利害関係者からのヒアリングの結果、控訴裁は次のとおりの見解を示し、料金に関わる規則にに対して仮差し止めを決定した。

- 1) FCCには州規制当局を先占する料金決定基準を策定する法的根拠は改正通信法によって与えられていない可能性が強い。
- 2) FCCが定めた初期設定値(default proxy)によって、事業者間の本規則によらない自発的な交渉が阻害されるおそれがある。



KDD RESEARCH



AMERICAS

仮差し止めのための4つの要件及び控訴裁の見解（要旨）

控訴に正当な根拠が見い出される可能性があること

- 議会は料金算定基準を各州の公益事業委員会に委ねることを意図して改正通信法を制定した可能性が強い。改正通信法第251条はFCCに相互接続に関する規則の制定を義務づけているが、料金算定基準については「公正、合理的、非差別的」であること、あるいは第252条に従うことだけを定めている。一方、第252条は州の公益事業委員会の仲裁基準を定め、料金基準策定の指針を示している。
- 歴史的に見て、州内通信の料金に関わる管轄権は州にあり、また州によって実施されてきた。改正前の通信法第2条(b)においてもこの点は明記されており、改正通信法の中でこの条文を修正する明確な表現はない。

差し止めなき場合、控訴請求者に回復不能な損害が及ぶ可能性があること

- 初期設定値（default proxy）は交渉の中で上限値としての性格を有する可能性がある。このような値は「任意の交渉」の妨げとなる。事業者間の自発的な交渉による協定締結が議会の意図するところであり、初期設定値の設定はこのような機会を奪う結果となりうる。
- 初期設定値が実際のコストよりも低い場合、控訴請求者（GTE等、接続を求められる事業者）は回収不可能な経済的損害を被るおそれがある。

差し止めによって、その他の関係者に損害が及ばないこと

- 控訴裁がどのような裁定を下しても、利害当事者のどちらか一方はなんらかの形で不利益を被ることとなる。本件の場合、控訴請求者の被る不利益は他方（FCC及びAT&T等の接続を求める事業者）のそれよりも勝ると判断される。

差し止めが公共の利益に資すること

- 地域電話市場の競争促進を目的とした各州公益事業委員会の仲裁業務は既に有効に機能し、現段階では成功をおさめているものと思われる。FCC規則を差し止めることにより、現在成功を納めている仲裁の枠組みを維持することができ、結果的には公共の利益に資すると思われる。

2. 差し止めとなるFCC規則

今回の裁定によって差し止めを命じられたFCCの規則は次のとおりである。控訴裁は、FCCには料金基準を策定する権限は与えられていない可能性があることを根拠に、料金に関わる全ての規則に対して仮差し止めを命じている。

- (1) 相互接続及びネットワーク要素への接続に関わる料金算定基準（TELRIC方式）
- (2) ネットワーク要素への接続料に関わる初期設定値/代用値（Default Proxy）
- (3) アクセスチャージに関わる暫定規則

- (4) 卸し料金の算定基準（回避コスト方式）
- (5) 卸し料金の割引率の初期設定値
- (6) 伝送 / 着信に関わる料金原則
- (7) 接続を求める事業者に対する「最恵国待遇」的取り扱い^(注1)

3. 関係者の反応

今回の裁定は控訴請求者であるGTE等の既存地域電話会社及び州の公益事業委員会の主張を全面的に認めたものである。当然ながら他方のFCCは控訴裁の裁定に対して強い不満を呈しており、最高裁に対してその取消しを求めてただちに上告している。また、AT&T、MCIやスプリント等の長距離事業者もFCCと同調し、最高裁に対して仮差し止めの取消しを求めている。FCCの主張は概ね次のとおりである。

- (1) 一元的規則の下で地域電話市場に競争を早期に実現させたい議会の意向を踏みにじるものであり、本格的競争の導入時期は遅れることは必至である。これにより、ベル系地域電話会社の域内長距離市場参入時期にも影響が及ぶであろう。
- (2) 仮差し止め措置は、時宜を得た競争の実現がもたらす公共の便益を損なうものである。
- (3) 地域電話市場における実態的な競争は未だ実現しておらず、従って歴史もない。この点について控訴裁は事実を誤認しており、各州の公益事業委員会には地域電話市場の競争を促進させた歴史的実績はほとんどない。
- (4) 州内通信に関わる利用者への小売り料金の管轄は各州にあり、その法的根拠も与えられているが、事業者間の料金についてはこの限りではない。

なお、最高裁はFCC等の上告に対し、11月の中旬になんらかの決定を下すものと予想されている。しかしながら、争点は仮差し止めを命じた控訴裁の権限の有無に限られるものと思われ、相互接続決定に関わる本質的な議論は行われまいだろう。

一方、MFS等のCAPsは、仮差し止め決定は彼等の事業活動に大きな影響を与えないと述べている。CAPsが地域電話市場において既に設備を構築していることや、既存地域電話会社と相互接続に関わる協定を既に締結していること等がその主な理由として挙げられている。しかしながら、CAPsが相互接続に関わる協定締結に成功している背景に既存地域電話会社の戦術を窺うことができる。既存地域電話会社は規模の小さいCAPsと接続協定を結ぶことによって競争の実績を示し、他方のAT&TやMCI等、潜在的に脅威となる「実力者」に対しては接続協定を故意に遅延させている可能性がある。今回の控訴裁の裁定はそのような傾向を助長させるものとなりかねない。

今回の裁定は各州の公益事業委員会の仲裁手続きにも少なからぬ影響を与えている。例えば、コネチカット州公益事業委員会は同州における既存地域電話会社のSNETに対し、卸し料金の割引率を21%に設定するよう命じていたが、今回の裁定で本決定は白紙に戻されている。同公益事業委員会の設定した21%という割引率

(注1)

控訴裁は"Pick and Choose"規定と呼んでおり、非差別規定の具体的な条件。接続を求める事業者が、求められる事業者が他の事業者と既に締結した接続協定事項のうち、自社に都合の良い条件（料金も含む）を自由に選ぶことを可能とするもの。





AMERICAS

は、FCCが定めた割引率の範囲である17%～25%の中間値として選ばれたものである。

4. 今後の見通し

控訴裁の最終決定は97年2月頃になるものと見込まれているが、今回の裁定を見るかぎり、FCCに不利な判決が下るものと予想される。しかしながら、どのような判決が下されたとしても、どちらか一方の当事者は最高裁へ上告するだろう。結局本件に関わる最終的な決着は98年まで待たなくてはならないものと思われる。どちらに軍配が上がるかは、現段階では予測困難であると言わざるを得ない。地域電話市場における実態的な競争の実現は遅れることは間違いのないところであり、従って、ベル系事業者の域内長距離・国際市場への参入も遅れることとなるだろう。FCCのハント委員長は度々自国市場の透明性を強調して外国市場の開放を促してきたが、当面はこのような発言もトーン・ダウンせざるを得ない状況である。

そもそもこのような事態となったのは、改正通信法の曖昧な、両義にとれる表現に問題があるのである。共和党/民主党対立の中での妥協を図り、表現を玉虫色にしたままでFCCに問題解決を委ねた議会に大きな責任があると言うことができよう。

今回の裁定により、FCCの相互接続ルールは文字通り骨抜きにされた。地域電話市場における有効な競争を促すうえで最も重要な要素である料金について、当面は各州にその具体的な競争条件の整備が委ねられることとなる。州自治を重んじる判決が下った場合、50の州が密に連係し、かつ、RBOCsとの過去との関係を断ち切らない限り、全国横断的な競争条件の整備は実現困難となるだろう。

【参考文献・資料】

Telecommunications Report 96/10/7,14,21,28
8th Circuit Court- Order Granting Stay Pending Judicial Review



AT&T、単一料金体系を導入

時間帯・通話相手先による割引サービスが常態化する中、基本料無しで毎分15セントと極めてシンプルなものに。シェアの低下、業績低迷の起死回生の一打となるか。

AT&Tは9月24日、単一料金体系「One Rate」を開始すると発表した。これは国内長距離通話料金を距離、曜日及び時間帯に関係なく、毎分15セントに統一するものである。同料金利用に際し申込が必要であるが、基本料等はない。また、「True Rewards」^(注2)の対象にもなる。

<出典>AT&Tプレスリリース、Telecommunications Report(9.30)他

表：単一料金体系比較

キャリア名	サービス	基本料名	適用サービス区分	通話料	適用時間帯
AT&T	One Rate	なし	国内長距離	15セント/分	制限なし
			カナダ	25セント/分	
			コーリングカード通話	30セント/通話+30セント/分	
Sprint	SprintSense	月額3ドル	国内長距離	25セント/分	平日7～19時
				10セント/分	平日19～7時、週末
			カナダ	10セント/分	週末
			コーリングカード通話	25セント/分	
MCI	「MCI Minute」という極めて「One Rate」に類似したサービスが存在する模様。なお、統合型請求サービス「MCI One」の基本パッケージにおいて、月額4.95ドルで30分間の長距離電話サービス、インターネットの5時間無料アクセス等の利用が可能で、その他通話時間に15セント/分の単一レートが設定されている。				

(KDDアメリカ等の資料に基づき、KDD総研作成)

COMMENT

「One Rate」導入の背景としては、料金体系の複雑さから、支払額の把握及び他社との比較の点でユーザーから不満が出ていたことが挙げられる。今回連動して行なわれた調査を通じて、ユーザーが一般的に"simplicity"を望んでいる傾向が指摘され、「One Rate」はそうした結果を基に導入されたのである。また、今回の導入に関しては、既にMCI、スプリント等の長距離事業者への追従であり特に目新しくないといった報道も散見されるが、他社の場合、基本料や時間帯等の制限があるため、AT&Tの方がよりシンプルである。

さらに、AT&Tは96年7～9月期純利益が11%減少（前年比）と、業績低迷が明らかになっている。主な要因としてはインターネットや地域電話市場等の新規事業への投資に加え、収益を左右する長距離通信市場において、MCI及びスプリント等との競争激化によるシェア低下が大きい。「One Rate」導入はまさに同市場でのシェア低下に対する巻き返しと言える。なお、AT&Tは「One Rate」導入と同時期に、コアビジネスへの集中を図るべく、米国内での衛星容量（トランスポンダ）の提供部門であるスカイネット・サテライト・サービスのローラルへの売却を発表している。

(注2)
通話利用額に応じて顧客にポイントを付与し、積算ポイントを通話クーポン（数ドルの還元）、小切手、商品券等と引き換える特典プログラム。



KDD RESEARCH



AMERICAS

長距離会社の市内サービス、インターネット等とのサービスのバンドル化が促進される中、各社のサービス自体の再編・再構築も含め、「One Rate」がユーザー及び他社に与える影響を考えると、非常に興味深い。

(加藤 潤一)

カナダ

カナダ政府、通信・放送の融合に関する政策を発表

設備、コンテンツ及び競争に関する原則を規定。規制機関CRTCが融合を実施するための基本的なガイドラインと位置づけられる。

カナダ政府は8月6日、通信・放送融合に関する政策（Convergence Policy Statement）を発表した。これは電話会社及びCATV会社の各市場への相互参入に関する原則を規定し、消費者による選択の拡大、カナダ製情報への支援に関する内容となっている。具体的には、設備、コンテンツ、競争の3点により構成されており、主な原則は以下のとおり。

1. 設備

CATV会社は電話サービスを提供する際、自らの設備を第3者に対して非差別的に賃借、再販及び共有を可能にする。但し、CATV会社が放送目的で第3者に利用させることは義務でない（代替する配信サービスネットワークの構築が競争に繋がる）。

消費者は自由に電話及びケーブルを選択し、サービスの提供を受けられるようにする。

2. コンテンツ

カナダ人による放送システムの所有・支配を継続する。

全ての放送配信事業者はカナダ製番組に対し財務面を含め最大限に寄与する。

3. 競争

将来的にCATV会社及び電話会社に対する外資規制を継続していくことは、政府の政策ではない^(注3)。

全ての電話会社は放送配信サービス免許を持つ資格を有する。

ベルカナダ法改正によりベルカナダ（最大の市内電話会社）の放送免許所有を認める。

州政府系企業の放送事業所有を制限する命令を改正し政府からの番組独立及び分

(注3)

放送分野の外資規制に関しては、本年4月の放送法改正で電気通信分野と同様の内容となっている。なお、93年電気通信法において、外国人によるカナダの設備ベースキャリアに対する出資は議決権付き株式の20%、持株会社の議決権付き株式の33.3%に制限されている。

但し、例外的に市内電話会社BC Tel及びQuebec Telephoneに対しては、米国の独立系地域電話会社GTEがカナダ法人を通じ約51%の株式を所有しており、93年電気通信法等の新規の法律適用を免除されている。



KDD RESEARCH

離子会社による提供を条件に放送免許所有を認める。

放送プログラミング・サービスは、構造分離した別会社により提供する。

外資規制が除外されている、市内電話会社のBC Tel（ブリティッシュ・コロンビア州で提供）及びQuebec Telephone（ケベック州で提供）の放送事業への参入に対しては、以下の条件を満たすことが必要である。

- ・ 放送配信子会社を設立し放送配信免許に限り認めること
- ・ 同子会社の役員は全てカナダ人であること
- ・ 同役員が全面的及び排他的に番組に関する決定をすること
- ・ 提供地域を各社の電話提供地域に限定すること

相互参入に関し電話会社及びCATV会社どちらかに有利なスタートを認めることがあってはならない。

公正な競争確保のため、電話会社は市内電話サービスの規制が除去され、CRTC（Canadian Radio-Television and Telecommunication Commission）がCATV会社等の市内電話サービスの料金を認可するまでは、放送配信サービスの提供はできない。

内部相互補助及び市場支配力から生じる反競争的行為を防止する効果的な施策として、構造分離が適当と考える（設備の共有は容認）

<出典>カナダ産業省プレスリリース、Canadian Communications Reports(8/21)他

COMMENT

同政策は通信・放送の融合、特に市内電話会社による放送（CATV）サービスへの進出に関して、CRTCの報告及び情報ハイウェイ審議会の報告に対する政府の回答として位置づけられるとともに、規制機関であるCRTCが融合を実現する際、規制に関する基本的なガイドラインとなる。

カナダ政府は94年9月、市内電話市場に対する競争導入を決定し、98年からの市内網の開放を予定しているが、市内網開放の条件（アンバンドリング、コロケーションの提供等）に係る規則は現在CRTCが策定中であり、そうした条件が確保されなければ、市内電話会社のCATV事業への進出も実現しない状況にある。

また、本政策では、反競争的行為の防止策として構造分離を考えているが、その具体的な内容を提示していない（但し、設備の共有は容認）。さらに、同一の会社により電話及び放送配信サービスの提供を望む会社に対しては、今後の規則及び免許の条件を通じ、内部補填を回避するセーフガードの存在、放送事業からの収益を完全に独立し、会計上分離すること等の要件を課すことを示唆している。これは必ずしも子会社分離でなくとも構わないとも解せられ、結局、CRTCによる規制環境の整備に委ねられている。

電話会社及びCATV会社の相互参入は、本年中にも完了が予定される市内網開放の条件に関する規則制定手続きの動向次第と言えよう。

なお、現在両分野で同様の規定となっている外資規制について、その継続を将来的に確保できない背景としては、電気通信分野におけるWTOでの外資規制の緩和・撤廃の動き、及び放送分野においてカナダ製番組の育成・保護^(注4)に与える外資の影響等の観点から、今後、各分野での異なった取り扱いを想定してのことと考えられる。

（加藤潤一）

（注4）

カナダでは米国のテレビ番組の人気が高いため、カナダ製番組の育成を図るべく、放送免許付与の条件には国産番組を放送する時間の割合が規定されている。



KDD RESEARCH

ASIA



シンガポール

国内・国際通信サービス市場開放に向け、入札条件発表

来年3月より、免許入札の事前審査を開始し、1998年半ばに新規事業者2社を決定する。選定上は、固定電話の設備保有者を優先。

今回の発表は、今年5月にWTOにおける外圧などから、当初2007年としていたシンガポールテレコム（以下、ST）の基本サービスの独占終了を2000年に前倒しするとしてシンガポール政府の決定を受けたものである。来年から開始される国内・国際通信サービス免許入札に向け、9月23日、運輸大臣マー・ポー・タン氏より、次の入札条件の骨子が発表された。

(1) 新規参入事業者数

2社までとする。ただし、今後の市場動向と景気変動状況次第で、事業者数を増やす可能性もある。

(2) 参入事業領域

シンガポール全域で、固定電話、国際電話、専用線、交換型メッセージ・データ通信の全てのサービスを提供する。

(3) 入札スケジュール

1997年3月1日: 事前審査受付

同年9月1日: 正式入札（事前審査を通過した事業者のみを対象）

1998年半ば: 免許取得事業者発表

(4) 外資出資上限

49%まで。

<出典>KDDシンガポール事務所(9.24)、Asian Wall Street Journal(9.24)

COMMENT

シンガポールは、日本、香港と並び、アジアのテレコム・ハブを目指す国である。STの1995年度の業績は、コールバック事業者との競争にもかかわらず、IDD発信総分数が5億5,000万分、前年度比22%増という成長振りである。昨年からの4回にわたるIDD通話料金の値下げのため、収入の伸びは低調ではあるが（前年度比8%増）、STの総売上高に占める割合は、国内電話と比較すると国際電話は約4倍、全



KDD RESEARCH

体の45%以上を占めており、また最も収益性の高い分野でもある。従来、シンガポールが導入してきた数々の外国企業誘致政策の効果が現在も継続していることが伺えよう。

今回発表された入札条件の骨子で注目すべきことは、以下の2点である。

(1) クリームスキミングを排除

小規模市場である国内電話と、新規参入者にとって旨味のある国際電話サービスの双方を提供することを義務づけ、しかも国内電話については、固定電話でなければならない。新規参入者が二重投資を避けるため、設備保有者であるST、SCV、Singapore ONEとの相互接続によりサービス提供することも認めているが、免許条件の詳細、事前審査基準、相互接続等のルールについては、今回の発表では明らかになっていない。

(2) 既存事業者の優位性に対する措置に言及されていない

シンガポールにおいて、固定電話のネットワークを独自に構築すると、最低10億米ドル以上はかかると言われている。現在のところ、固定電話を提供している、あるいは提供可能な設備を所有する事業者はSTと、ケーブルTV事業者であるシンガポール・ケーブルビジョン(以下、SCV)の2社である。すでに、STは100人当たり48回線という加入電話普及率を遂げ、交換機・伝送路ともにデジタル化率100%を達成している。

一方、SCVは、自前の光ファイバーケーブルによるCATV網を着実に構築しつつあり、現在視聴可能世帯が10万世帯、1998年末までには、シンガポールの全75万世帯(周辺島嶼は除く)をカバーする計画を持つ。約2年後に新規事業者2社が決定し、更に2年後の2000年に両者がサービスを開始するまでの間には、ST、SCV等が参画するSingapore ONE(注1)、IT2000(加入者伝送路のATMを利用した光ファイバー化によるインタラクティブ・マルチメディア計画)といった国家情報インフラ・プロジェクトも完成に向け進行していることはまちがいない。両社とも競争時代に向けて、先行支配力を握る準備期間が十分残されている。シンガポール政府が既存の国内事業者の優位性に新規参入者が対抗し得るよう、規制等により競争環境を整えていかなければ、競争による市場の発展は困難となる。

入札条件の詳細は、来年3月の事前審査前に発表される予定であるが、同運輸大臣は、今回の発表の中で、既存事業者との相互接続を可能としながらも「自前の設備を有する企業が選定上優先される。」というコメントを付け加えている。新規免許に応札する事業者には、Singapore ONE、IT2000とのインターフェース技術を持つこと、また管路として利用可能な設備を保有することなどが選定条件とされる可能性が高い。

来年の免許入札に参加するであろうと報道されている現地企業および外国企業は、次のとおりである。

- ・ 自国企業： Singapore Technologies(注2)、Singapore Power、Sembawang Corp(注3)、Teledata(注4)、MobileOne(注5)
- ・ 外国企業： ベルサウス(注6)、USウェスト、ドイツテレコム、NTT

(前川睦衣)

(注1)

Singapore ONEは、IT2000を実現するための中間的プロジェクトである。通信サービスプロバイダ同士をATM交換機と光ファイバーで相互接続することにより、加入者が、どのプロバイダーのサービスも容易に利用可能とする(R&A月号参照)。今年9月23日に、ST30%、SCV30%、TAS子会社40%出資により、Singapore ONEコンソーシアムが設立された。

(注2)

軍需、建設、電子機器製造などに従事する政府系コングロマリット。来年4月からページング・サービスを開始するST Paging Pte. Ltd.に60%出資する他、これまでもCATV、移動データ通信、インターネット接続事業、業務用無線事業等に資本参加している。

(注3)

船舶修理、エンジニアリング、建設、不動産その他多数の事業を営む現地資本のコングロマリット。フィリップ・ヨー会長は、経済開発庁長官を兼任している。

(注4)

政府系貿易会社Intraco Ltd.の関連会社。来年4月から提供を開始するシンガポールのページング事業者IntraPage Pte. Ltd.に30%出資している。

(注5)

モバイル・ワン(MobileOne)は、香港テレコム、C&W、ケッペル・グループ(造船、船舶修理、不動産開発、金融など)、シンガポール・ブレス・ホールディングズ(シンガポールの新聞発行をほぼ独占)の4社からなるコンソーシアムで、来年4月よりセルラー電話およびページングサービスを開始する予定。

(注6)

Singapore Technologiesとの合弁で、ST Mobile Data、ST Paging Pte. Ltd.などに参画している。



ASIA

タイ

PHSの導入とセルラー電話市場

セルラー電話の4社独占体制は、PHS事業者2社へのコンセッション付与により崩れる。

タイでは、第7次国家経済社会計画（1992～1996年）の電気通信分野の目標の1つとして、1996年末までに加入電話の普及率を、100人当たり10回線とすることを挙げている。現在、固定電話の分野では、国营公社であるTOT（the Telephone Organization of Thailand）とCAT（Communications Authority of Thailand）が民間会社TA（TelecomAsia Corp.）及びTT&T（Thai Telephone & Telecommunications Co. Ltd.）の2社に対してコンセッションを付与し、合計410万回線のBTO契約を結び、民活により大規模なインフラ整備事業を進めた結果、加入回線ベースでは、ほぼこの目標を達成しつつある。

一方、移動体電話は、1986年以降、TOT及びCATにより提供が開始され、その後、TAC（Total Access Communications Plc.）及びAIS（Advanced Info Services）の民間会社2社にコンセッションが与えられてから、一般加入電話に替わる通信手段として急速に普及し、1992年以来、加入者数は前年比約6割増で成長を続けている分野である。現在セルラー電話の普及率は、100人あたり2台程度である。

さらに、今年8月、前述の固定電話事業者TA及びTT&Tの2社に対して、新たにPHSサービスのコンセッションが付与されたことから、既存4社体制によるセルラー電話市場^(注7)において、競争に拍車がかかることとなった。

本稿では、PHS導入の経緯とそれに伴うセルラー電話事業者の戦略について、最新情報をレポートする。
(前川 睦衣)

(注7)

TOTおよびCATもセルラー電話サービスを提供してきたが、設備容量の限界から、2社のシェアを合わせてもセルラー電話市場全体の1割に満たないため、実質的に2社独占状態にある。

1. PHS導入の経緯

(1) 固定電話の「付加サービス」

タイでは、1990年代以降、TOTおよびCATが移動体事業者2社（TACおよびAIS）と、固定回線事業者2社（TA及びTT&T）に対して、相互参入を認めないという排他的な契約内容でそれぞれのサービスのコンセッションを与えてきた。ちなみに、TACは22年間（2010年まで）の、AISは20年間（2013年まで）の移動体電話サービスの独占的提供について認可されていた。

しかしながら、昨年末に発表されたマスタープラン案において、タイ全土を6地域に分け、各地域1社の通信事業者を設立するという固定電話市場の自由化がうたわれたことから、競争導入への危機感を募らせた固定電話事業者のTT&TおよびTAは、固定電話の「付加サービス」という位置づけで、携帯電話市場に参入すべく、今年4月TOTに対してPHSの事業申請を行った。

TT&TおよびTAは、日本のPHSをPCT（Personal Cordless Telephone）と呼んでいる。日本のPHSと異なる点は、PCTの電話番号を一般加入電話番号と同一とすることが可能なことであり、加入電話を外に持ち歩くイメージに近い。タイの



KDD RESEARCH

固定電話事業者がこの分野に進出する目的の一つは、固定電話回線に付加価値をつけることで、新規需要を喚起し、現在1加入回線当たり800パーツ(約3,500円)/月ほどの売上げを増加させることである。

TOTは、今年7月にPHSを移動体電話サービスではなく、固定回線への付加価値サービスであるという解釈を受け入れ、TACおよびAISに付与したBTO契約内容には抵触しないとして、TT&T及びTAの2社によるPHS運用に正式に同意した。結果的に、両社は、固定電話における独占的運用権を失うかわりに、移動体電話への参入を認められたとすることができる。

(2) 日本からのアプローチ

こうした電話事業者の新たな動きを捉え、電波産業会(ARIB)が中心となり、日本の通信事業者、メーカー等が現地で積極的にタイ政府に働きかけた結果、日本独自の開発技術であるPHSが、タイにおける新しい携帯電話の技術標準として選定された。日本で一定の成功を収めているPHS^(注8)をアジア市場にも広く普及させるべく、現在インドネシア(ジャワ島東部)、マレーシア(事業所内PHS)などで実用化に向けて実験が行なわれている。また、香港でも導入の計画がある。

(3) タイにおけるPHS

PHSは、敷設工事が簡便で、初期投資コストも低く、インフラ整備に貢献する通信手段として大いに期待されている。PHSの場合、高速の乗り物等からの通信は困難であるが、TT&Tによればタイにおける携帯電話利用者のうち約8割は、歩行中に利用しているという統計結果も出ており、既存のセルラー電話に比べ、通話料、端末料が1/2~1/3程度となると予想されるPHSは、日本におけるPHSのように携帯電話利用者の裾野を広げる可能性が大きい。ただし、PHSの基地半径は200~500mとカバーエリアが狭く、人口密集地帯に限定して設定されるため、セルラー電話市場とのすみ分けがなされていくであろう。

2. 現行セルラー電話事業者(TOT、CATを除く)の動向

(1) TACの戦略

TACは、AMPS(アナログ方式)及びPCN(デジタル方式、サービス名:WorldPhone 1800)を提供中である。95年度の収入は、前年度比75%増の19億500万パーツ(約83億円相当)であった。加入者数は、95年末現在で、両サービス合わせて約50万加入、移動電話サービス市場で約4割のシェアを占める。

今年4月、TACは、携帯電話市場における新規参入を受け入れるかわりに、CATからPCNのサービス運用期間を現行の17年間から最低20年間へ延長することを認められており、さらに今年9月、AMPSのサービス運用期間も22年から27年に延期することについても、CATに申請中である。

また、同社は移動電話サービスの販売代理店であるIEC(International Engineering Co.)及びSamart Corp.に対し、TACが所有する周波数1800MHz^(注9)の一部未使用部分を賃貸することについても、すでにCATから承認を得ている。IECは、TACとの間にWCS(Wireless Communications Service)という新会社を設立

(注8)

日本では、昨年7月よりNTTパーソナル、DDIポケットの2社が、続いて昨年10月にアステルが、PHSサービスを開始した。96年9月末現在、加入者数は3社合計で400万加入に達している。

(注9)

TACは、周波数帯1800MHzの約75%を割り当てられており、残りは軍が所有している。



KDD RESEARCH



ASIA

し、来年6月からサービスを開始する予定である。このWCSは、CATに対し、収入の25～30%程度のロイヤリティーを支払うこととなる。TACは、WCSとの間で、ローミングを行うことにも合意済みであり、サービス開始当初、TAC加入者を移行させるなどして、新会社の立ち上げを援助する計画である。これは、TACが実質的に新規参入者を締め出すための手段であるという見方もあり、本来、周波数帯は、健全な競争促進のため有効活用すべきであるのに、正式認可を得ていない提携会社に貸すことにより、系列会社で独占利用することは許されないとの批判を浴びている。

(2) AISの戦略

AISは、NMT及びGSMサービスを900MHzの周波数帯で、提供中である。95年度の収入は、前年度比94%増の約29億9,400万バーツ(約130億円)あった。AISは、PHSの市場参入に伴い、現行のTOTとの間の同社のセルラー電話の契約期間を5年間延長することを認められた。AISは、タイで唯一GSM-900方式のセルラー電話を提供しており、ローミングサービスなどを短期に提供可能とし、年内には計78県でのサービスを可能とする計画であり、サービスエリアの広範さで差別化を図る。

また、今年9月に入りAISは、今後のGSMサービス拡大のため、新たな周波数帯域(1880～1900MHzおよび1960～1980MHz)の付与をTOTに対して申請している。1900MHz帯は、欧州のコードレス電話の技術標準であるDECTが用いている周波数帯域であり、GSMとDECTが併用できる携帯電話システムを開発中との報道もなされており、今後の動向に注目したい。

3. 新規参入事業者の移動電話事業計画

(1) TT&TのPHS計画

TT&Tは、バンコック以外の地域でのPHSサービスのコンセッションを得、来年6月から開始する計画である。当初20地区での提供を予定していたが、採算性を考慮し、バンコック近隣のスパン・ブリ、チョンブリ、ラヨン、アユタヤなどの主要都市を中心とする7～8地区でのサービス提供に落ち着いた。当初2年間で、最低2,500の基地局を設置し、10万加入を目指す。その後2年間で、さらに7,500の基地局を設置する予定である。

(2) TAのPHS計画

TAは、本年8月、TOTからバンコック市内および近隣地域でのPHSサービスのコンセッションを得た。同社は、当初2年間で、25,000の基地局を設置し、最終的には、10万の基地局を設置する計画である。1年目で50万加入獲得を目指す。今年10月下旬に、TAは三井物産とNECとの間で今後5年間で100万回線分、総額400億円に上るPHSシステムの受注契約を結んでいる。

(3) TOT、KDDの合併によるPHS計画

TOTおよびKDDの合併によるPHSサービスの事業展開も計画されている。現在



バンコック市内では、加入電話の積滞数は80万件に上っており、この需要を取り込むべく参入を図る。KDDは、日本におけるPHS事業者アステルに資本参加しており、PHS網の構築、運用でも実績がある。

(4) タイ退役軍人組織(WVO)による移動電話サービス

PHS事業ではないが、今年5月、タイ退役軍人組織(WVO: the War Veterans Organization of Thailand)とTOTが合弁会社を設立し、1,500MHzの周波数帯域の移動体電話サービスを提供する計画もある。

チャワリット副首相兼国防省長官と同氏の率いる新希望党が中心となって推進するプロジェクトであるが、通信分野での経験不足および、政治家との癒着の恐れがあり、通信事業者としての適性が欠如しているという批判が高まっている。

4. 今後の展望

通信市場の民営化を含むマスタープランは、チュアン前政権下で閣議を通過したものの、昨年7月の政権交代以降、未だ決定に至っていない。マスタープランの実現に向け、通信サービスの国営企業による独占の終了と、独立した規制機関である国家電気通信委員会(the National Communications Board)の設立を含む通信関連法の改正案は、今年9月初旬閣議に上程されたが、その後、現バンハーン政権が、金権疑惑、タイ株式市場の低迷などをはじめとする経済運営に対する不信感から辞任を表明し、今年9月下旬には下院が解散したため、先送りとなっている。

移動通信市場においては、TOTおよびCATが新たにPHSのコンセッションを付与するという従来の方式で、競争が促進されることとなったが、独立した規制機関が未だ設立されず、TOT、CATに利権が集中する現行制度のもと、競争環境が未整備な状態では、単なる事業者間の利権をめぐる争いを招く恐れがある。新規参入を阻む自衛手段とも思える通信事業者間の無線周波数帯の獲得合戦が過熱していることなども、周波数を管理する郵電総局にとって頭の痛い問題である。また、事業者がTOT、CATに対して支払義務のある高額なロイヤリティーが、事業者の適正価格でのサービス提供を困難にしている。

通信事業の民営化の実現には、安定政権を背景とした競争環境の整備が必須である。来る11月17日に総選挙が実施されるが、新政権下での通信改革の進展に注目したい。

【参考文献・資料】

- KDDバンコック事務所報告(10.24/10.16/10.4/8.26/5.28 1996)
- ASIA-PACIFIC TELECOMS ANALYST(10.7/9.23/9.9/6.10 1996)
- Financial Times(6.26)
- Global Mobile(9.6 1996)
- Analysis of Telecom Markets in Asia and the Pacific(5.21)
- TELECOMMUNICATIONS POLICY(Vol.20, No.7 1996)
- TELENEWS Asia(3.21)





ASIA

表：タイにおける移動体電話サービスと事業者(開始予定を含む)

事業者名	主要出資者 (は現地企業)	提供サービス ()内:サービス名	提供開始時期 及び契約期間	加入者数 /95年末現在
TOT(the Telephone Organization of Thailand)	政府100%	NMT-450	1986年サービス開始。	50,000 (4%)
CAT(the Communications Authority of Thailand)	政府100%	AMPS-800A	1987年サービス開始。	45,000 (4%)
TAC(Total Access Communications Plc.)	UCOM グループ	AMPS-800B (WorldPhone 800)	1991年から2013年までの22年間、CATとのBTO契約。	465,000 (38%)
		PCN-1800 (WorldPhone 1800)	1994年から17年間、CATとのBTO契約。その後、22年間に延長。	
WCS(Wireless Communications Service)	IEC 53.9%, TAC 45%, CAT 1.1%	1800MHz	1997年6月よりサービス開始。TAC割当周波数を利用。	---
AIS(Advanced Info Services Public Co. Ltd.)	シナワトラグループ 58%	NMT-900 (Cellular 900)	1990年、TOTとのBTO契約。	663,000 (54%)
		GSM-900 (Cellular 900)	1994年から2010年までの25年間、TOTとのBTO契約。	
TT&T (Thai Telephone & Telecommunications Co. Ltd.)	Jasmin International 24.06%, Loxley 24.06%, Italian-Thai Development 19.25%, Phatra Thanakit Co. Ltd. 9.63%, NTT 20%他	PHS	1997年開始予定(バンコク以外)	---
TA(TelecomAsia Corp.)	Charoen Pokphand 85%, NYNEX Corp15%	PHS	同上(バンコク市内)	---
計				1,223,000

(注) 各種資料よりKDD総研作成。



ウズベキスタン共和国

通信インフラ整備の現況

■ 積極的な外資導入により通信インフラの整備を急ピッチで進める。

中央アジア諸国の中でも最大の2200万人の人口を有し、地理的にも中心部に位置するウズベキスタン共和国は、電気通信分野において、各共和国の西側諸国への国際回線のほとんどがモスクワ経由であったソ連邦からの分離・独立以前の状況下で、ペレストロイカによる自治権拡大に伴い、いち早く外資導入によって衛星地球局を設置し、独自の国際通信回線を所有することにより、通信面での自主権を確立してきた。

すなわち、1991年初頭には、日本電気・三井物産との間でインテルサット衛星地球局の設置契約を締結し、KDDとの協調体制のもと、翌年9月には我が国との間で直通デジタル回線を設定し、国際電話サービスを開始したことが挙げられる。

その後のソ連邦からの分離・独立に伴う経済的な混乱や停滞、高いインフレ率（昨年155%、本年20～30%にまで改善する見通し）に見舞われながらも、中国型の経済改革による市場経済への緩やかな移行を目指し、政治的安定や主力産業である綿花（生産量は世界第4位）や鉱資源（金の生産量は世界第7位）の堅調な輸出状況を背景に、通信インフラの整備についても、国内網を中心として積極的な外資導入を図りながら急ピッチで進めている。

本稿では、同共和国の最近の通信インフラ整備状況・計画を、主に外国事業者の参入や外国政府等からの借款に焦点をあてながら概説してみることにしたい。

（寺嶋 眞）

1. 電気通信事業の枠組み

(1) 規制緩和

従来、政策・規制担当機関としての通信省の監督の下、国営Uzbektelekom^(注10)が基本通信網やサービスの運営・提供を独占的に行ってきた。

1992年1月に新通信法が制定され、上記の規制と運用の分離が行なわれたが、昨年8月には、電気通信分野への民間会社の参入規制が外され、ライセンス付与を前提とした合弁会社の設立による多くの外資系事業者の参入が促進されることとなった。

(2) 電気通信インフラ整備計画

通信省は2015年までを展望した電気通信マスタープランを次のとおり策定している。

1999年末までに、国内電話回線数を現在の140万回線から280万回線へ倍増する。

さらに2015年までに650万回線とし、人口100名あたり電話回線普及率を現

（注10）

Uzbektelekomは中央の統括会社の下、地域ごとなどにさらに20の事業運営体に分割されている。各事業体は財務的には独立している模様であるが、料金、サービスについては通信省の監督により、全国均一制度となっている。なお、移動体サービス、データ系サービスの提供はJVとしての外国事業者の参入が認められている。



KDD RESEARCH



ASIA

在の6.3から30にまで引き上げる。

上記のように外資系事業者の参入を積極的に推進して、電気通信インフラ整備を急ピッチで進めていると考えられる。

2. 通信インフラ整備への外資導入状況

電気通信インフラの早期整備達成のため、外資系事業者の参入を積極的に促進しているほか、大規模な外国政府レベルでの借款による資金調達を行ない、整備計画を推進している。

現在進行中のプロジェクトの、外資系事業者による投資及び外国政府レベルからの借款の合計である外資導入額は、約38億USドルとなっており、外国事業者や政府の国別投資比率でみると、韓国45%、インドネシア39%、ドイツ7%、日本5%、イタリア3%の順となっており、それぞれの詳細は以下のとおりである。

(1) 外資系事業者による参入

Daewoo Telecom (韓国 大宇通信)

1) 本年3月、通信省との間で5年間にわたり毎年1400万USドルを投資し、合計9万回線分の収容能力のある11の電子交換機を供給することなどに合意した。

その後、10月にDaewoo Telecomが49%、Uzbektelekomが51%を出資する合併会社であるAloka-Daewooを設立し、西部地域のウルゲンチ(Urgench)に製造工場を設立し、上記電子交換機の製造を行なうとともに、さしあたって企業ユーザー等に交換設備等の供給を行なうこととなった。

2) 本年8月、25億USドルの投資を伴う次の4つの通信事業の認可を取得した。

- ・全国で30万加入者規模のデジタルセルラーGSM網の構築・提供(後述)
- ・全国規模のページングサービスの提供。
- ・2地域での基本電話サービスの提供: 現在の14万アナログ回線をデジタル化し、300万加入者規模のデジタル網の構築を含む、総額10億USドルの投資。

Bakrie Group (バクリー・グループ、インドネシア)

インドネシアの大手財閥Bakrie Group (バクリー・グループ)傘下のPT Bakrie Communication Corporation (BCC)は、総額22億USドルの投資計画により、以下のとおり、デジタル電話網の構築及びデジタルセルラーGSM網の構築及び事業許可(後述)を取得し、さらに公衆電話を運営する現地企業に資本参加するなどしており、後述のUzbektelekomとSTETの提携に対抗する、国際・長距離の第2事業者としての地歩を固めつつある。

インドネシア系BCCの積極的な参入とその成功の背景には、両国にイスラム教に基づく共感があること、通信網整備が困難な島嶼国インドネシアで培ったノウハウが評価されていることなどが考えられる。

1) デジタル電話網の構築

BCCが49%資本参加して、Uzbektelekom(51%出資)と設立したUzbekhis-





tan International A.O.は、本年7月、ウズベキスタン内の4地域^(注11)において170万のアナログ回線をデジタル化して新規ネットワークを構築する条件で25年間の運用権を取得する許可を取得していたが、さらに本年9月、首都タシケント地域における同様な事業許可を取得し、合計で5地域、11億USドルの投資を要する整備計画を受注した。

2) デジタルセルラーGSM網の構築・事業許可の取得(後述)

本年2月、BCCが100%出資して設立した現地企業Bakrie Uzbekistan Telecommunications (BUZTEL)が、全国規模のGSMデジタル・セルラー網の構築、サービス提供を行なう許可を取得した。

3) 現地公衆電話事業への資本参加など

また本年9月には、公衆電話を運営する国営タシケント・タクソホン(Takso-phone)社の株式の40%を取得したほか、半年前にタシケントにオープンしたメリディアンホテルを運営するためのJV設立に参画することとなっている。

さらに、電気通信産業の振興による地方経済の活性化のため、光ファイバーケーブルや電話端末の生産を行なう計画を通信省との間で進めている。

なお、以上のようなBCCによる電気通信分野への参入にとどまらず、Bakrie Groupの在タシケント代表は、今後、石油や天然ガスないし石油化学産業の分野におけるウズベキスタンでの事業展開にもグループとして関心を示している旨、述べている。

STET & Siemens 連合

本年4月、イタリアのSTETは、通信省との間で国内長距離及び国際通信網の整備契約に合意し、設備サプライヤーとしてドイツのシーメンス社が加わり、Uzbektelekomとの3社で合弁会社Udinet^(注12)を設立した。

Udinetは、STET及びSiemensからの2億USドルの投資により、2000年までに次の3事業を行なうこととされている。

- ・ウズベキスタンの全12地域(州)それぞれにデジタル市外中継交換機を設置する。
- ・首都タシケントに長距離・国際トラヒックのハブ機能を構築する。
- ・新デジタル市外中継交換機間を光ファイバーケーブルで接続する。

この合弁事業の契約は、15年間有効であり必要に応じその後も継続できるとしており、国内長距離及び国際通信の事業許可も含まれていることから、STETは実質的にUzbektelekomのパートナーとして、ウズベキスタンにおける長距離通信事業者の地位を取得することとなったと考えられる。

(2) 外国政府レベル借款による整備計画

前項の外国事業者の参入・投資による通信インフラ整備のほか、日本及びドイツからの政府レベルでの借款による整備計画が、以下のとおり進められている。

日本からの借款

日本からは、昨年6月に認められた海外経済協力基金(OECF)による約1億4千万USドル(127億円)によるものと、これに続いて昨秋、東京銀行(当時)からのウズベキスタンにおける通信網の近代化計画に対する約1億3100万USドルの借

(注11)

Jizak, Surkhandarya, Kashkadarya, Samarkandの4地域。

(注12)

出資比率は、Uzbektelekom51%、STET41%、Siemens8%である。



KDD RESEARCH



ASIA

(注13)

通信省は日本からの借款に基づく本入札のほかに、時を同じくして首都タシケントの電話網整備のための入札を行なうことを発表した(9月初旬現在、19の事業者からの応札があった模様)。このタシケント電話網整備計画では、本年10月末に予定される入札結果発表を受けて、12月25日までに通信省が51%参加する通信事業ライセンスを有する合弁会社を設立し、外国事業者側は財務管理及び設備の供給などを行なうこととなる。今回の上記の入札に対して、Daewoo Telecom、Bakrie Groupなどは双方の入札に名乗りを挙げており、これにドイツテレコムなど外国通信事業者がパートナーとしてコンソーシアムに加わっているとの情報もある。

(注14)

Angren-Kokand-Namangan-Andizhan-Fergana、Samarkand-Karshi、Urgenchi-Turtkulの3区間。

款が成立した。

このうち、OECFからの借款により、通信省は次の4事業について通信インフラの整備を行なうこととし、本年8月公募による入札が開始され、10月中にも入札結果が発表される予定となっている(9月初旬現在、15の事業者からの応札があった模様、入札は9月23日に締め切られた)^(注13)。

- 1)ウズベキスタン西部の4地域(Bukhara、Khorezm、Navoi、及びカラカルパク自治共和国)の電話交換システムのデジタル化により、合計25万1千加入者線の収容規模とする。
- 2)総延長1,723Km(Nukhus~Bukhara間並びにTashkent~Angren間など)に及び国内光ファイバーケーブルの敷設
- 3)国内3区間^(注14)のデジタル・マイクロ無線システムの導入
- 4)上記を含む新規回線網の管理運営システムの構築

ドイツからの借款

ドイツからは総額3億5千万USドルの借款を受けており、このうちドイツ政府からは3億3千万USドルの借款(1994年に決定)で、前述の1999年末までの通信インフラ整備計画に充てられることになる。残り2千万USドルはドイツKFW銀行からの借款であり、ヨーロッパ・アジア縦断光ファイバーシステム(TAE: Trans-Eurasia transmission project、1997年内に完成予定)構築のウズベキスタン部分の建設費用に充てられる。

(3) その他外国設備サプライヤー等の参入

前述の外資導入による通信インフラ整備計画には、外国設備サプライヤー等が積極的に参入している。主な事例は次のとおりである。

- ・ Alcatel ドイツ (Alcatel SEL) : 前述のドイツ政府からの借款のうち、デジタル交換システム導入に係る計画部分を受注(8千万USドル)
- ・ Siemens : 前述のSTETとの連合による参入のほか、ドイツKFW銀行からの借款によるTAE構築に係る光ファイバーケーブルの供給を受注。
- ・ NTT International : 昨年12月、前述のOECFからの借款による通信省のインフラ整備計画策定へのコンサルタント契約(3年間)を受注(480万USドル)
- ・ 英国GPT : 昨秋、タシケント市内へのデジタル交換システム及びSDH伝送技術導入を受注。
- ・ Netas : 昨年7月、ウズベキスタンで最初のケット・データ網構築契約を受注(240万USドル)
- ・ なお、後述のデジタルセルラーGSM網の構築・事業許可交付に伴い、設備サプライヤーとして、NORTEL、LM Ericsson、Nokiaなどが参入する。

3. セルラー事業の展開

ウズベキスタンにおけるセルラー電話サービスは、1992年5月に設立された合弁会社Uzdunrobitaが、1993年からAMPS方式によるサービスを独占的に提供して



KDD RESEARCH



きた^(注15)。現在、国内8箇所に基地局を設置し、10万加入の収容能力を有している(加入者総数不詳)

本年に入り、通信省は国内通信インフラ整備計画の一環として、外国企業との合弁会社3社と外国事業者100%出資の2社の合計5社に対し、新たにセルラー事業者免許を付与した。免許を取得した各事業者の概要は次のとおりである。

(1) 外国企業との合弁による参入

Rubikon Wireless Communications

米国企業AmisとA&Dがそれぞれ32.5%、ウズベキスタンからは国営ラジオテレビ製作協会(Communication ministry's radio and television production association)が30%、Rubikonが5%出資する。

今回免許を付与された事業体で唯一AMPS方式によるサービスを提供する。

総投資額は約5700万USドルの計画である。なお、設備サプライヤーは、LM Ericssonが600万USドルの契約で受注した。

LM Ericssonは、従来ウズベキスタン市場での大きな実績がなく、今回の受注が今後の活動の足掛かりとなるものと考えられる。

Uzmacom

Uzbektelekomが35%、マレーシアSuperior Communicationsが65%出資し、GSM方式によるサービスを提供する。

なお、Superior Communicationは、投資資金(約1.5億USドル)及び移動体通信のオペレーションのノウハウの必要性から、マレーシアの通信事業者Celcomの親会社の通信コングロマリットであるTRI(Technology Resources Industries Bhd.)に出資を呼びかけ^(注16)、合意に達する見通しである。

設備サプライヤーとしてはNokiaが名乗りを挙げている。

Koscom

米国の投資会社MCTが51%、現地のUzbekkosmosが49%出資し、GSM方式によるサービスを提供する。なお、必要資金約1億USドルのうち7千万USドルについては、欧州復興開発銀行(EBRD)や米国系銀行からのローンで賄う予定である。

(2) 外国事業者のみによる参入

韓国の大宇通信とインドネシアBakrie Groupは、前述の通信網整備計画への参画に係る事業許可の一環として、それぞれ単独でセルラー免許を次のとおり取得している。

Daewoo Central Paging Inc.(韓国)

韓国の大宇通信の子会社であり、2000年までに3億9千万USドルを投資し、約30万加入収容可能なGSM方式のサービスを提供する。なお、ページングサービスの提供についても許可を受けている。

BUZTEL(Bakrie Group、インドネシア)

3~4億USドルを投じ、GSM方式によるサービスを提供する。

(注15)

米国ICG(45%)と通信省(55%)が出資し設立された。当初は、NMT方式による導入を行なったが、その後93年になって、通信省の決定でコストの廉価なAMPS方式に変更しサービスを提供している。なお、設備サプライヤーはNORTELである。

(注16)

Superior Communicationsは、マレーシアにおいて従来からCelcom関連の通信端末及びインフラ設備の供給を手掛けてきた。またTRIは、これまでにイラン、タンザニア、カンボジア、中国、パングラデシュなどの通信事業に参入している。



KDD RESEARCH



ASIA

4. まとめ

以上概説してきたとおり、ウズベキスタンにおいては外資導入による通信インフラ整備を積極的に進めているが、数歩も先を行く先進国のメガキャリア・事業体ではなく、韓国、インドネシア、マレーシアといった、自国での通信インフラ整備の最近の経験を活かせる国の新興通信事業体が参画していることが特長である。

ウズベキスタンの国家経済自体は、決して高度成長期に入っているというものではないが、政治的安定のもとで、綿花や金を始めとした鉱物の生産が世界でも優位にあり、その他のガス・石油といった天然資源が豊富であること、地理的にも中央アジア諸国の中心部に位置していることを背景に、通信インフラの早期整備・近代化が、国民経済全体の活性化につながり、かつてのシルクロードによる東西交流の中心地の賑わい、チムール帝国の栄華を取り戻す可能性を秘めているといっても過言ではないだろう。

【参考資料・文献】

KDD ジャカルタ事務所 (9.10)、KDD クアラルンプール事務所 (2.27)

Pyramid Research Eastern Europe (Vol.4 No.8, 9.9 1996)

共同通信INTERFAX BUSINESS REPORT、FOREIGN TRADE REPORT

杉山 安一「ウズベキスタンの電気通信事情」(ITU ジャーナルVol.26 No.7、新日本ITU協会)

その他KDD 総研各種資料

別図





MIDDLE EAST

中近東諸国

中近東諸国の最近の状況

中東地域における通信インフラ整備、GSMサービスの導入などについて、最近の状況を概観する。

緊張状態が継続する中近東地域であるが、通信市場においてはセルラー電話が活況を呈し、インフラ整備や新サービス導入について各国とも積極的に対応している。外資導入を伴う規制緩和や民営化が進みつつある中近東地域の最近の状況を以下にレポートする。
(神保 修)

- | | |
|------------|-------------------|
| 1. トルコ | 5. オマーン |
| 2. イスラエル | 6. バーレーン |
| 3. クウェート | 7. アラブ首長国連邦 (UAE) |
| 4. サウジアラビア | 8. ヨルダン |



KDD RESEARCH



MIDDLE EAST

1. トルコ

トルコ国会は、94年にトルコPTTの民営化、郵電分離の実施、株式会社化及び株式の49%売却に関する法案を採択した。その後、国営のトルコテレコムが設立され、同社株式の49%が96年中に売却される予定であったが、本年2月、Constitutional Court（トルコ最高裁？）がトルコテレコムの民営化法案を取消し、同法案の一部改正を政府に要求した。同社株式売却収入は30億～150億USDと見込まれ、株放出の遅れが財政収入及び政局に与える影響は大きい。しかし、政局は既に混乱している^(注17)。

7月に誕生した新政府はトルコテレコムの民営化法案を国会で可決させ^(注18)、初回の株式売却収入を10億USDと目論んでいるが、株放出は97年央以降と見られている。なお、外資参加が認められるかは不明である。

セルラー電話のGSMシステムはTelsim（デテコン、シーメンス、アルカテル等の合併会社：12万加入）とTurkcell（テレコムフィンランド、エリクソン等の合併会社：45万加入）の2社により運用されている。両社の加入者数が合わせて40万を超えた時点でDCS1800方式による第3の事業者を選定する予定であった。しかし、現時点で50万加入を超えたにもかかわらず、運用中の2社への正式免許がまだ付与されていないので^(注19)、新しい事業者の選定は遅れる見込みである。

トルコテレコムの独占であったCATVにも競争が導入されようとしている。現在、国内10都市で45万加入者を有しているが、新たに各都市に1事業者ずつ免許付与するための入札が本年8月に実施された。

2. イスラエル

イスラエルの基本通信はBEZEQ（出資者 - 政府77%、C&W10.02%等）が独占している。セルラー電話はBEZEQとモトローラの合併会社であるペレフォンがDAMPS方式で、ベル・サウスと地元資本の合併会社であるセルコムがTDMA方式でサービスを提供しており、通信省は96年末までにGSMサービスを提供する第3のセルラー事業者を選定する予定である。

基本通信における国際通信分野に、市場拡大を目指して競争を導入することが決定され、現在、新規参入事業者2社を選定するための国際入札が行われている。GlobalOneとMatav（イスラエルのCATV事業者）等のコンソーシアムであるBarak及びSBC（米国ベル系電話会社）とイタリアのSTET等のコンソーシアムであるGolden Linesの2社が落札有力候補と言われている。本年7月に結果発表の予定であったが遅れている模様。一方、BEZEQは100%子会社のBezeq International Services Ltd.を設立し、公正競争実施のために同社へ国際通信業務を移管した。

イスラエルのCATV事業は89年末に商用サービスを開始し、提供地域を分け合うフランチャイズ制を導入している（右表参照）。公共番組が2チャンネルしか放送されていなかったため、40チャンネルもの番組を提供するCATVは活況を呈し、本年8月末の加入者数はイスラエル全世帯の60%を占める94万に達した。

(注17)

昨年12月の総選挙後本年3月に誕生した右派連立内閣は3ヵ月で崩壊し、7月に親イスラムと右派中道の連立内閣が誕生したものの前途は危ぶまれている。

(注18)

39%の株式売却：34%を一般及び機関投資家に、5%をトルコテレコム社員に売却。

(注19)

95年初めから手続きが進められているが、トルコテレコムの民営化法案にリンクすることから、同法施行後となる。トルコテレコムはアナログセルラー-NMT方式で10万加入を有する。



CATV事業者は長期的発展のため市内電話及びマルチメディア市場の参入を通信省に働きかけているが、認可の目処は立っていない。本年5月にAmos-1衛星の打ち上げが成功し、CATV事業者にとって大きな脅威となる衛星放送開始の準備が進められている。これに対抗して、CATV事業者はインターネット接続及びマルチユーザーゲームの提供を開始するための実験を行っている。

表：イスラエルのCATV事業者

事業者名	Golden Channels	MATAV	TEVEL	GVANIM	IDAN
加入者数	266,134	233,780	220,940	119,189	100,226
外資	SBC(米)	Shamrock(米)	UIH/TCI(米)	Redifussion(米)	Omega Communications(米)
サービスエリア	Jerusalem, Bet他	Haifa, Hadera 他	Tel Aviv, Ashdod他	Rishon, Letzion 他	Beersheva他

3. クウェート

91年の湾岸戦争後、クウェートは通信インフラ復興のため、92年～93年にかけて諸外国から通信機器を大量に輸入した。国の復興のために外国からの借金が嵩み、財政赤字も深刻化したため、94年～95年には支出抑制策を政府は採ったものの、通信産業を優先的の事業として取り扱い、その支出額の削減は限定的なものであった。95年における通信機器の総輸入額は2,400万USD^(注20)を計上した(95年の経済成長率は2.5%)、96年におけるGDP成長率は1.5%、石油輸出額は115億USD、国際収支は36億USDの黒字、通信機器の総輸入額は2,500万USDとそれぞれ予想されている。

クウェートの基本通信は通信省が運営し、セルラー電話はKUWAIT's Mobile Telecommunications Company (MTC) が独占的に運営している。MTCのページング加入者は現在14万5千を数えるが、新しいページングネットワーク構築のためにTecnomen (フィンランド)へ32万5千加入容量のERMESネットワークを発注した(サウジアラビア、アラブ首長国連邦でもERMESを使用)。一方、95年末の加入者数が11万となったセルラーサービスに競争事業者を参入させる法案をクウェート議会は採択し、MTCの独占に終止符が打たれることとなる。

4. サウジアラビア

94年8月から開始されたTEP-6/GSM事業^(注21)は順調に実施され、本年5月に第1フェーズで設置された5万回線(64Kbit/s デジタル)が運用を開始した。本事業は2001年に完成される予定である。AT&Tは地元企業のInternational Systems Engineers (ISE)とTEP-6で構築されつつある新通信網の運用・管理を行うための合弁会社を設立した。

(注20)

日本からの輸入額は850万USD(94年は900万USD)、米国からの輸入額は230万USD(94年は270万USD)、ヨーロッパ主要国(英、仏、独)からの輸入総額(9ヵ月分)は約1,000万USD。

(注21)

7年間で150万のデジタル電話回線設置、1万kmの光ファイバーケーブルの敷設等を含む国内通信網・設備の拡張事業とGSMシステム網の構築事業で、総額40億USDの契約をAT&Tがサウジアラビア政府より受注。



MIDDLE EAST

Saudi Telecom が独占運用しているセルラー電話において、GSM サービス (Al Jawwal GSM 網) が本年1月より開始された。当初の容量は2万加入であったが、TEP-6/GSM 事業により7月末で16万加入まで拡張し、3都市 (リヤド、ジッダ、ダンマン) のサービスエリアも人口比60%に拡大した。現在、第2段階として30万加入容量の網構築が進められている。

5. オマーン

オマーンの基本通信及びセルラー電話はthe General Telecommunications Organization, Ministry of Posts Telegraphs and Telephones (GTO) が独占運用している。本年から始まった通信開発第5次5ヵ年計画によると、VSAT 網の構築、ページングサービスの拡張、インターネットノードの設置、FLAG ケーブルの利用、光ファイバーケーブル網の拡充、新地球局の設置、ISDN サービス及びインテリジェントネットワークの導入が予定されている。

1970年の国内電話回線数は500のみで (国際は3回線)、サービスエリアもマスカットとムトラに限定されていたが、現在、デジタル交換機118台とアナログ交換機1台 (合わせて23万回線容量) が設置され、本年2月末時点で17万4千回線が稼働している (国際は914回線 ^(注22))。オマーンの94年の通信機器購入総額は400万USDであったが、95年は700万USD (その内無線サービス関連機器が550万USD) を計上した。

その他のサービス提供状況は以下のとおり。

- ・セルラー電話: 1985年5月よりアナログセルラーサービスが開始。
当初4,500加入容量 (基地局数14) でサービスエリアもマスカット及び周辺地域に限定されていたが、92年の端末販売自由化や基地局数の大幅な増加 (62) により最近の加入者数は8,500~9,000。また、GTOは本年末までにアナログセルラーからデジタルGSM サービスへの移行を図るためシーメンスと5万加入容量のネットワーク構築契約 (850万USD) を締結する (10万加入まで容量拡大予定)。なお、本サービスのセルラー電話事業者が選定される予定。
- ・ページング: 1991年12月よりサービス開始。当初の1万加入容量は10万5千まで拡大し、95年末の加入者数は前年比44%増で6万。
- ・ボイスメール: 93年よりサービス開始。本年2月末時点の加入者数は6,500。
- ・93年10月にGlobal Network Services 用のノードを配備し、国際データベースサービス及びパケット交換データ網へのアクセスが可能となった。
- ・GlobalOneはGTOから総額150万USDでインターネットシステム構築事業 (5年契約) を受注。本事業の入札では10社が競り合った。同社はテュニジアでも総額160万USDのE-mail ハンドリングシステム事業を受注。

6. バーレーン

バーレーンの基本通信及びセルラー電話はBATELCO (Bahrain Telecommuni-

(注22)

74年にWattayah高原に地球局が建設され、インテルサット経由で英国やバーレーンとの間に衛星通信回線を設定。96年初頭にデジタル技術により400回線を、また、アラブサット経由で150回線を設定。アラブサット経由では国内用回線も設定。



KDD RESEARCH

cations Company : 出資者 - 政府39%、C&W20%、民間41%) が独占運用している。BATELCOは通信ネットワーク拡充・整備のため2億6,500万USDを投資することを明かにした。95年のネットワーク投資額は5,300万USDであったが、本年は7,150万USDを投資する予定である。これらの投資にはSEA-WE-ME 3 ケーブル、パーレーン、クウェート、カタール及びUAEを結ぶFOG (湾岸光ファイバーケーブル) の敷設とATM交換機購入費用が含まれている。

セルラー電話のGSMシステム網の運用は95年初頭に開始され、本年央には14,000加入となった。また、BATELCOは本年7月に2万5千加入容量のGSMネットワーク拡張事業(530万USD)をエリクソンへ発注し、加入容量の拡充を計っていることから、本年末の加入者数は19,000まで増えることが期待されている。

Omnes (Schlumberger (仏)とC&Wの合弁会社)が昨年設置したインターネットシステム(Inet)の95年末の加入者数は1,000でページングの95年末の加入者数は前年比10%増の61,000。95年末の固定電話加入者数は前年比4%増の14万(普及率25%)。なお、95年のBATELCOの利益は前年比7%増の6,840万USDを計上した。

7. アラブ首長国連邦(UAE)

UAEの基本通信及びセルラー電話はETISALAT (Emirates Telecommunications Corporation : 出資者--政府60%、民間40%) が独占運用している。ETISALATは通信ネットワーク拡充・整備のため今後3年間で10億6千万USDを投資することを明かにした。これらの投資にはアブダビ、ドバイ間の海底ケーブル、CATV用の光ファイバーネットワークの敷設、ページングシステムと交換機購入費用等が含まれている。

95年のETISALATの利益は前年比17%増の3億9,510万USDを計上した。好調な業績の要因として、国際電話分数の増加(年間で7,300万分増加し5億分に達した)とセルラー電話加入者増が挙げられる。セルラー電話GSMシステム網の95年末の加入者数は前年比41%増の13万となった。

中近東地域でもアジアと同様衛星の打ち上げがブームである(次頁表参照)。ETISALATは2機の衛星打ち上げを計画し、最初に打ち上げが予定されているThurayya計画^(注23)の機体サプライヤーの入札が本年7月に行われた。同計画の投資額は6億USDと言われ、湾岸諸国を中心にインドネシアから北アフリカまでをカバーエリアとするMSS (Mobile Satellite Services) システムが構築される。

また、ETISALATはICOに6,500万USDを投資することを決定したので、全ての湾岸協力会議参加国(パーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、UAE)がICOに投資することとなった。

(注23)

移动通信の衛星で、ACeS (ASEAN Cellular Satellite System) やAPMT (Asian-Pacific Mobile Telecommunications) と同様に、セルラーと衛星のデュアルモード端末によりセルラー電話と衛星利用の移動電話サービスの提供を予定。



KDD RESEARCH



MIDDLE EAST

表：96年以降中近東地域で打ち上げの衛星

	運用事業者	名 称	打ち上げ 又は予定	用 途
イスラエル	Spacecom	Amos-1	96年5月	TV放送、固定電話等
コンソーシアム	Arabsat	Arabsat 2A	96年7月	TV放送、固定電話等
		Arabsat 2B	97年10月予定	TV放送、固定電話等
トルコ	Turk Telekom	Turksat 1C	96年7月	TV放送、固定電話等
エジプト	ERTU	Nilesat	97年予定	TV放送
UAE	Etisalat	Thurayya	時期不明	移動通信
		Emarsat	時期不明	TV放送、固定電話等

8. ヨルダン

ヨルダンの電気通信の運用（基本通信及びセルラー電話）と規制はTCC（Telecommunications Corporation：ヨルダン電気通信公社）が95年まで行っていた。しかし、95年9月に電気通信法改正案が議会を通過し、新たな規制機関TRC（Telecommunications Regulatory Commission）が設置されて免許発行を含む規制業務がTCCから移管された。TCCが独占していたセルラー電話、ページング、国際VAN及び公衆電話事業等も民間へ移管されることとなった。また、49%までの外資導入も認められた。TCCの民営化も進められることとなったが、3～4年は基本通信の独占が継続される模様である。

95年9月からセルラー電話部門が民間（Jordan Mobile Telephone Services：地元企業とモトローラの合弁会社）に移管され、GSMシステム網の運用が開始された。当初5年間で2万加入を見込んでいたが、サービス開始時点で1万加入の申し込みを受け、好調にスタートした。その一方で、TRCはJMTSの独占運用免許が切れる98年末に第2のセルラー事業者を選定する計画を明かにしている。

ページングでもJordan Radio Pagingの他に1社へ免許を付与するべく入札を準備していることやページング入札後、公衆電話事業と業務無線サービスにも各3社を選定するという競争導入計画を本年8月にTRCは明かにした。

ヨルダンが通信事業の民営化、競争導入に注力している背景に、通信近代化計画（2008年までに21のプロジェクトへ10億6,700万USDを投資^{（注24）}）があり、外債発行、TCC株式の売却及び事業者免許収入等で本投資は賄われる予定である。

94年末の固定電話加入者数は30万と推定されるが、TCCは2001年までに約61万回線容量のデジタル網の構築計画（総額5億3,000万USD）を95年10月に発表した。

インターネット接続サービスは95年11月にSprint Jordanが提供を開始した。同社はSprintと現地企業の合弁で、2つのオーバーレイ網（Global SprintLinkとSprintNet経由X.25ネットワーク）によりアクセスサービスを提供している。

（注24）

アンマンとテルアビブ、バグダッド間の光ファイバーケーブル敷設及びデジタル交換機の配備を含む通信インフラ整備。



KDD RESEARCH

【参考文献・資料】

KDD カイロ事務所 (8.18 他)
 Middle East Communications (April, May, June, August, September 1996)
 Global Mobile (May 16、June 27,1996)
 PYRAMID RESEARCH AFRICA/MIDDLE EAST (VOL.3 NO.4、5、6、7)
 TELECOMMUNICATIONS DEVELOPMENT REPORT (VOL.11 NO.4、5、6、7、8)

別表

表：中近東諸国におけるセルラー電話提供状況

国名 (固定電話普及率 /人口)	事業者名	システム	提供開始	95年末加入者数 (年間増加率)	普及率 (人口100人当 たりの加入者数)
バーレーン (23.03/54万)	BATELCO	多種	86年	33,000 (83.33)	6.11
イスラエル (37.12/538万)	Bezeq, Cellcom	AMPS/TDMA	86年	450,000 (246.15)	8.56
レバノン (---/281万)	PTT, FTML, LibanCell	AMPS/GSM	91年	110,000 (---)	3.9
ヨルダン (6.94/494万)	JMTS	NAMTS/GSM	85年	15,000 (---)	0.38
クウェート (25.03/162万)	MTC(他1社参 入予定)	ETACS/GSM	86年	110,000 (43.04)	7.69
オマーン (7.43/199万)	GTO(他1社参 入予定)	NMT-450	85年	7,300 (0.0)	0.37
カタール (19.86/56万)	Q-Tel	多種	94年	15,000 (200)	2.68
サウジアラビア (9.20/1712万)	Saudi Telecom	NMT-450	81年	18,000 (0.0)	0.11
トルコ (18.16/6118万)	Turk Telekom, Turkcell,Telsim	多種	86年	432,400 (247.79)	0.7
UAE (45.72/121万)	ETISALAT	多種	89年	130,000 (73.33)	10.74

*ITU発表の93年のデータ

(各種資料によりKDD総研作成)



EUROPE

欧州委員会

音声ONP 修正指令案、発表

自由化後のユニバーサルサービス確保を前面に据えて、全体を差し替え。

欧州委員会は9月12日、音声ONP指令(95/62/EC)を修正する指令案を発表した。これは欧州委員会が先に発表したコミュニケーション・ペーパーを踏まえて、98年自由化後のユニバーサルサービスのあり方を規定するため、先に採択された音声ONP指令を全面的に差し替えるものである。これにより、98年以降のEUレベルの規制の枠組みとなる指令案が出揃ったことになる^(注1)。(園山 佐和子)

(注1)

この他にこれまでに発表された指令案は、1.認可・ライセンス付与に関する共通枠組み指令案、2.ONP枠組み指令及び専用線指令の修正指令案、3.ONP相互接続指令案。1及び3については閣僚理事会、欧州議会で審議が難航しているものの、欧州委員会では全ての指令案について、今年中の採択を目指している。

1. 概要

上で述べたように、本指令案は先のコミュニケーション・ペーパーを踏まえたものであり、内容に大筋で変更は無い。その骨子は以下に集約される。

- ・ユニバーサルサービスを、「ユーザーの居場所にかかわらず、ユーザーにとって負担可能な料金で提供される、最低限のサービス」と定義する。
- ・ユニバーサルサービスの範囲は音声電話サービスのみ。その中で番号案内、公衆電話などの付加的なサービスの提供を求める。
- ・ユーザーにとって負担可能な料金(affordability)の定義は加盟国に任せる。
- ・高コスト地域における値上げが、競争事業者が参入した他の地域の料金を補填しないことを条件に、一国内での料金格差を容認する。この格差については、特定のユーザーに対し特別タリフを設定することで対応すべきである。
- ・どの事業者がユニバーサルサービス提供の責任を負うかの決定は加盟国が行う。
- ・特定のユーザーへのユニバーサルサービスの提供が赤字になる場合、事業者間でそのコストを分担する。その方法(ユニバーサルサービス基金など)については加盟国の裁量に委ねる。

一方、以下の内容が今回新たに盛り込まれた。

- ・ユニバーサルサービス提供事業者の他、固定公衆電話ネットワーク(fixed public telephone networks)や音声電話サービス(本指令ではpublicly available



KDD RESEARCH



telephone service) を提供する事業者^(注2)、音声電話サービスで市場支配力を持つ事業者^(注3) などにも一定の義務を課す。

- ・移動体通信市場での競争育成の観点から、今回の指令案には移動体を含めない。

以下、事業者の分類及びそれぞれの義務を概観する。

2. ユニバーサルサービス提供義務を課された事業者の義務

事業者の決定は各加盟国が行う。

2.1 ユーザーにとって負担可能な料金の確保(第4条)

競争に対応するため各国で収納料金のコストベース化が進んでいるが、高コスト地域においても引き続き負担可能な料金の確保が重要である。しかしながら競争政策上、こういった地域での値上げが、競争事業者が参入した他の地域の料金を補填しないことを条件に、一国内での料金格差を容認する。料金格差の結果生じる問題については、各加盟国で、特定のユーザーに対する特別タリフの柔軟な設定ができるような措置を取る。

2.2 固定公衆電話網と音声電話サービスへのアクセスの保証(第5条)

具体的には、音声、FAX、データをサポートする国内及び国際発着サービス。

2.3 電話帳の発行と番号案内サービスの提供(第6条)

競争事業者のユーザーも記載する。

2.4 公衆電話(public pay-telephone)の設置(第7条)

緊急電話サービスの無料提供を含む。

2.2~2.4について、商業ベースでの提供が不可能な場合には、他の事業者とコストを分担してもよい(分担方法については言及なし)。

3. 固定公衆電話網及び音声電話サービスを提供する全ての事業者の義務

3.1 端末の接続及びネットワークの利用(第9条)

端末の接続/利用、オペレータによる援助サービスへのアクセス、緊急電話への無料アクセスの提供。また、98年1月1日以降構築される固定公衆電話網は、オンライン情報サービスへのアクセスが可能なよう、14.4Kbps以上の速度をサポートしなければならない。

3.2 サービスの品質保証、リファンド(第10条)

顧客との契約に、保証するサービス品質、これを提供できなかった場合のリファンドを盛り込む。

(注2)

EUの政策において事業者は、(1)ネットワークを提供するか否か、(2)サービスを提供するか否か、の2つの基準により分類される。具体的には、(i)ネットワークのみを提供する事業者(=いわゆるキャリアズ・キャリア)、(ii)ネットワークとサービスを同時に提供する事業者(=設備ベース事業者)、(iii)サービスのみを提供する事業者(=再販事業者)に分けられよう。

(注3)

本指令案における定義は以下のとおり。

"an organization providing fixed public telephone networks and/or publicly available telephone services in a Member State which has been designated by the national regulatory authority in that Member State as having significant market power and notified to the Commission"

さらに、25%のシェアを保持していることがメルクマールとされているが、その判断は各加盟国に任されており、各国の裁量の余地が残されている。



KDD RESEARCH



EUROPE

3.3 情報の公開(第11条)

サービスのタリフ、インタフェースなどについて十分かつ最新の情報を公開する。

3.4 サービス品質の維持(第12条)

リードタイム、障害復旧に要する時間、呼損率などについて、ETSI(欧州標準化機関)で定める水準を守る。

4. 特定の事業者の義務

4.1 音声電話サービスを提供する事業者の義務(第14条)

- ・プッシュ回線の提供

また顧客の求めに応じて、

- ・請求明細の無料提供

- ・コールブロック(特定のサービスや特定の番号へのアクセスをブロックできる機能)

4.2 音声電話サービスの提供において市場支配力を持つ事業者^(注3)の義務(第15、17条)

- ・発信者番号表示

- ・ダイヤルイン

- ・転送サービス

また、義務ではないが、加盟国は以下のサービスの提供を促進する

- ・域内トールフリーサービス

- ・域内の他国の番号案内へのアクセス、など

4.3 固定公衆電話網の提供において市場支配力を持つ事業者の義務(第16条)

サービス提供事業者に、ネットワークの終端以外でもアクセスを提供する(Special Network Access)

【参考文献】

音声ONP 修正指令案(9.11)

KDD ベルギー(9.16)

Financial Times(9.12)



英国

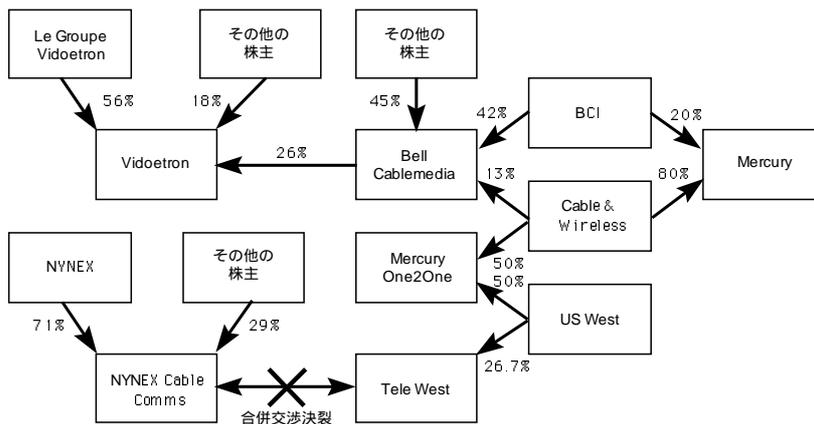
C&W、ナイネックス、BCI が新会社設立により英国事業を統合

Cable and Wireless Communications を設立し、マーキュリーと2社の英国CATV事業を統合。全分野のサービスを提供する総合通信事業者の誕生へ。

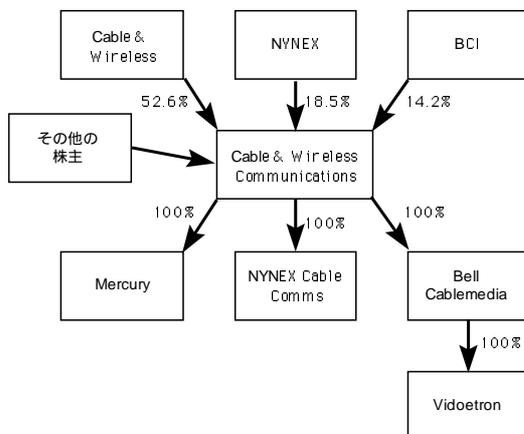
英国のCable and Wireless plc（以下C&W）、米国のNYNEX Corporation（ナイネックス）、カナダのBell Canada International Inc.（BCI）は、共同出資でCable & Wireless Communications を設立し、以下のように3社の英国事業を統合することで合意した（図参照）

（図）Cable & Wireless Communications に関する出資関係

< 現状 >



< 合併後 >



（出典：3社発表資料等）





EUROPE

(注4)
ビデオトロングループが所有する英国ビデオトロン株式は、売却することが本年2月に発表されていた。売却先の候補として名前が挙がっていたのはドイツテレコム、International CableTel、STET、AT&T-CGE-KPNのコンソーシアム、ベルケーブルメディア等であった。

(注5) 英国の会社買収に関する規定により、ベルケーブルメディアはビデオトロングループ以外の株主からも同価格で買収することが義務づけられている。

- (1) ベルケーブルメディア（現在BCIが42%、C&Wが13%出資する英国のCATV業者）は、カナダのビデオトロングループ（Le Groupe Vidéotron Ltée）から、同社が保有する英国のCATV事業者Videotronの株式（55.6%）を6億700万ドル（1株あたり3.95ドル）で購入する^(注4)。購入完了後、ベルケーブルメディアは他の株主からも同価格で買い付けを行う^(注5)。
- (2) (1)の完了後、Cable & Wireless Communicationsの株式と、ベルケーブルメディア及びナインックスケーブルコム（ナインックスが71%を所有する英国のCATV事業者）の株式の交換を行う。
- (3) C&Wは、BCIが保有するマーキュリー株式20%のうち、5.17%を1億5,000万ポンドで購入する。
- (4) 以上の結果、Cable & Wireless Communicationsの株式のうち、52.6%をC&Wが、18.5%をナインックスが、14.2%をBCIがそれぞれ所有する。同社の株式はロンドンとニューヨークに上場される予定。

新会社Cable & Wireless Communicationsは、市内、国内長距離、国際、移動体の各電話サービス、データ通信、多チャンネルTV、インターネットサービスを提供し、将来はインタラクティブ/マルチメディアサービス等を提供する。同社の設立には、欧州委員会、英国の貿易産業省、独立テレビ委員会、オフテル長官等の認可が必要となる。

C&W、ナインックス、BCIの3社では、事業統合によるメリットとして、サービスメニューの拡大と、より広範囲の顧客へのアクセスによる売上増や、二重費用の削減や購買力の強化によるコストダウンを挙げている。

<出典>KDD Europe(10.22)他

COMMENT

本年5月のBTとの合併交渉決裂当時、しばしば「戦略の欠如」を指摘されたC&Wであったが、6月に就任したリチャードブラウン社長（Chief Executive）が打ち出した今回の事業再編はこのような汚名を返上して余りあるものと言える。新会社Cable & Wireless Communicationsは、電気通信分野の規模ではBTに及ばないものの、CATV事業の分野では付与されたフランチャイズに600万世帯を有し、テレウェストと並んで英国最大級の事業者となる。ブラウン社長は、最近行われたフィナンシャルタイムズ紙とのインタビューでも、ある市場で移動体、固定電話、データ通信、映像サービスといった数多くのサービスを扱うことの重要性を強調していた。

マーキュリーは、94年末のリストラに伴い、事業の中心を光ファイバを敷設するメリットがあるような大口顧客に限定し、小口顧客向けサービスは縮小する方向にあった。しかし、最近は大口顧客を巡る競争の激化と、高速/高度サービス提供の必要性、BTへの相互接続料金支払い削減等のために、再び加入回線の敷設に力を入れる方向に傾いている。本年2月に獲得した固定無線アクセス免許もこの方針に沿うものである他、銅線を利用したアクセス回線の提供も検討中である。現在、BT以外の事業者は間接アクセス（ユーザが、事前契約とプレフィクスによって加入回線提供事業者以外の長距離サービス等を利用すること）提供は義務付けられていないため、マーキュリーはC&W Communications傘下の電話加入者からのトラフィックは全て手に入れることができる。なお、マーキュリーとCATV事業者の合



併もかねてから可能性が指摘されており、資本関係のあるベルケーブルメディアの名前は真っ先に挙がっていた。

一方CATV事業者の側のメリットは、より魅力あるサービスの提供とともに、巨額の投資にC&Wの豊富な資金を利用できることが大きい。CATV事業者の免許には、サービスエリア拡大が義務づけられているため、英国全体では毎年20億ポンドもの投資を行っており、各事業者は未だ単年度の赤字を脱却できずにいる。放送事業の分野には、今後は地上波放送や衛星放送（BSkyB）といった既存の競合相手に加え、デジタル衛星放送等の新たなライバルが参入を予定しており、CATV事業者にとっては、現在ホームパス完了世帯の1/4程度に留まる加入世帯数の引き上げと、高い解約率の引き下げが急務である。

なお、C&Wが50%を出資するDCS-1800事業者マーキュリーOne2Oneは、今回の事業再編の対象には含まれていない。しかし、今回発表された提供サービスの中には、上に述べたように移動体も含まれており、もともとマーキュリーのアクセス回線としての性格を期待されているOne2Oneを今後新会社に統合していくことは間違いないと考えられる。その際に問題となるのは、One2Oneに残りの50%を出資するUSウェストである。USウェストが26.7%を出資するテレウェストは、ナイネックスケーブルコムと行っていた合併交渉が決裂したばかりであるが、今回の新会社設立が再び新たな交渉開始のきっかけとなることは十分に考えられる。

BTは今回の新会社設立について、競争を促進するものであるとして歓迎している。BTはエンターテインメントサービスの提供を2001年まで禁止されているが^(注6)、C&WがCATV事業を大々的に開始することはBTの悲願である同分野進出のためには追い風といえる。BTのエンターテインメント分野進出解禁の前倒しには、来年春にも予想される総選挙での政権奪回が有望視されている労働党も積極的である。

（細谷 毅）

（注6）
1991年の白書「競争と選択」で決定。ただし、1998年に同条項を見直すことも同時に決定されている。

表：英国主要CATV事業者の加入状況（96年7月現在）

	ホームパス 完了世帯数(a)	TV加入世帯数(b)	(b)/(a)
C&W Communications (3社合計)	2,330,272	466,004	20.0%
TeleWest	2,274,825	485,656	21.4%
Nynex Cablecomms	1,156,658	226,849	19.6%
Bell Cablemedia	819,884	166,231	20.3%
General Cable	552,582	123,178	22.3%
Comcast	444,352	115,649	26.0%
Telecentral	417,701	89,667	21.5%
CableTel UK	318,634	80,950	25.4%
Videotron	353,730	72,924	20.6%
Diamond Cable	190,549	44,317	23.3%
その他	1,058,465	213,535	20.2%
合計	7,587,380	1,618,956	21.3%

（注）英国の世帯数は約2,200万で、CATVの普及率は約7%である。
（出典：独立テレビ委員会）



KDD RESEARCH



EUROPE

ドイツ

RWE、Veba/C&W と提携

■ RWEとViag/BTの提携は解消へ。

RWEは、Veba及びC&Wと以下の提携を行うことを発表した。

- ・ RWEとVebaは、持株会社RWEKOMを設立する。出資比率はRWEが75%、Vebaが25%とする。
- ・ サービス提供を行うJV (Serveco : 仮称) とネットワークを所有・運用するJV (Netco : 仮称) を設立する。C&WとVebaが設立したVebacomがServecoの51%とNetcoの49%を所有し、残りはRWEKOMが所有する。

RWEは、本提携に25億マルク(約1,900億円)を出資すると共に、光ファイバ70,000kmを含め、所有するインフラを提供する。

この提携に伴い、本年2月に発表されていたRWEとViag/BTの提携は解消された。

<出典>KDD Europe(10.9)、KDDドイツ(10.10)他

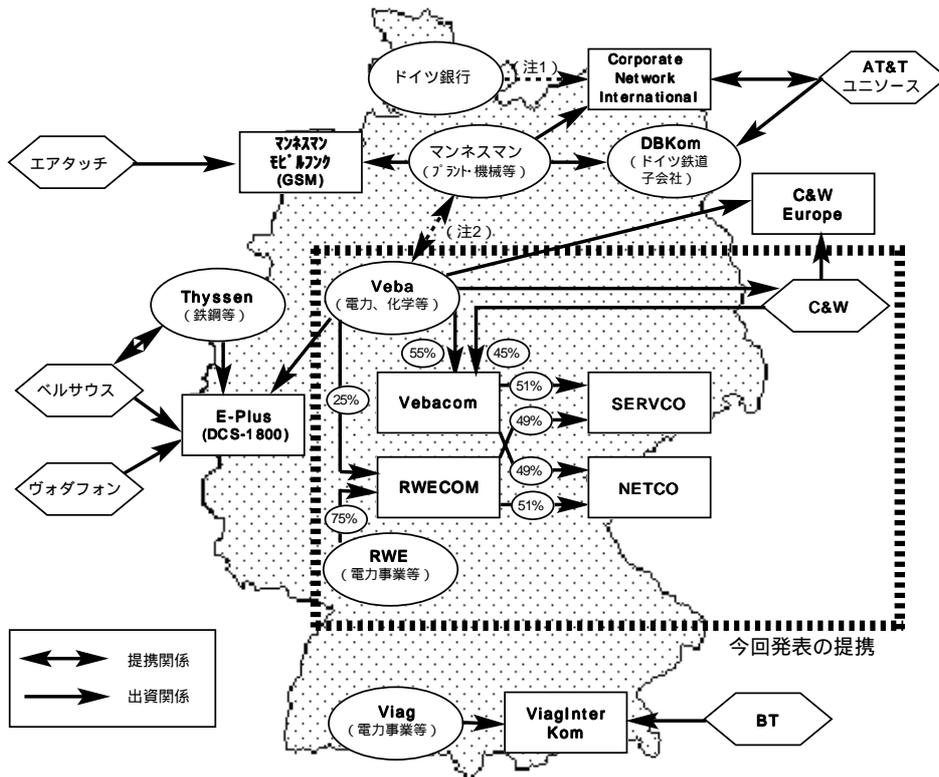
COMMENT

RWEは、以前にも主導権を握れないことを理由にマンネスマンが出資するCNIから脱退しており、今回の提携相手変更でドイツにおける第二事業者を目指す主要3グループ全てと一旦は提携したことになる。RWEとViag/BTの提携が解消された理由としては、両者の方向性の違いが挙げられている。まずBTは、第二DCS-1800免許に応募することでローカルループを確保し、固定網についてはできるだけ再販を利用することにより、莫大な投資は行わない戦略を主張していた。これに対してRWEは、積極的に自ら固定網を敷設することに固執する一方で、DCS-1800事業の将来性を疑問視し、BTの方針と対立した。

十分なインフラを所有するRWE/Veba/C&Wの提携は、マンネスマン/DBKomの提携と並んで高く評価されており、発表当日RWEの株価は5%、Vebaの株価は3%それぞれ上昇した(Viagの株式は3.5%下落)。RWEを失ったViag/BTは、本年7月にDBKomへの出資に失敗したThyssen同様、新たなパートナーを検討中であると考えられている。(細谷 毅)



ドイツ第二事業者を目指した提携・出資関係



(注1) ドイツ銀行は、DTの株式売却を扱うため、CNIからの撤退を発表している
 (注2) マンネスマンとVebaの提携は96年1月に発表されているが、未だ最終合意はなされていない





EUROPE

第二PCN事業者、応募はViag/BTのみ

政府による発表は97年2月に行われる。

10月15日、ドイツの第二のDCS-1800事業者免許への応募が締め切られた。応募を行ったことを明らかにしているのは、Viag/BT連合のみとなっている^(注7)。両社は、98年初頭に営業開始の予定で、2003年には売上20億マルク(約1,500億円)で黒字化することを目指している。

ドイツ政府が事業者選定の結果を発表するのは97年2月の予定。なお、最初のDCS-1800事業者であるE-Plusに付与した免許の規定により、第二DCS-1800事業者の営業開始は97年3月以降(E-Plusの営業開始から4年後)とすることが定められている。

<出典>Financial Times(10.16)他

COMMENT

ドイツの新規通信事業者は、マンネスマンのグループがマンネスマンモバイルフンクに、Veba/RWEのグループとThyssenがE-Plusにそれぞれ出資しており、主要グループの中で移動体通信事業者に出資していないのはViag/BTのみである。

Viag/BTの他に本免許への応募が予想されていた事業者には、AT&TとSTETがある。AT&Tは、強力なドイツ企業のパートナーを探していたが、これに失敗し、応募を取り止めたことを発表している(具体的にはDebis:ダイムラーベンツの通信部門子会社と提携交渉を行っていた)。またSTETは、来年予定されている株式売却への影響を考慮したと考えられている。

なお、現在の各移動体通信事業者の加入者は、DTの子会社T-Mobilが259万(アナログ58万、GSM201万)、マンネスマンモバイルフンクが211万、E-Plusが42万で、合計すると普及率は6.3%となっている。(細谷 毅)

(注7) 応募した事業者については、選定結果と同時に97年2月にドイツ政府から発表される。

(注8) マンネスマン、ティッセン、Veba、RWE、Viagの電気通信部門子会社と、ワールドコム(買収を決定したMFSがドイツに進出している)の6社。

(注9) 具体的には、以下の2点等が問題となっている。
ドイツ郵電省が代替インフラ免許を2社に付与することを定めていたが、これが行われていない。
DTは新規事業者にも割引の恩恵を与えるような相互接続を提供していない。

新規事業者、DTの独占的地位濫用を批判

割引サービスとグローバルワンに関して提訴。DTの株式売却を前に競争促進に消極的なドイツ政府への批判がくすぶる。

ドイツテレコム(DT)に対する新規事業者からの批判が高まっている。10月11日、VTM(通信ネットワーク・付加価値通信プロバイダー協会)に加盟する新規事業者6社^(注9)が欧州委員会に対し、DTが独占的地位の重大な濫用を行っているとして提訴した。6社は、11月に提供開始が予定されているDTの最大39%に及ぶ割引サービスを差し止めることを要求している。本年6月、欧州委員会およびドイツ郵電省規制委員会はこの割引サービスの11月からの提供を条件付きで認めたが、6社はここで課された条件が未だ満たされていないと主張している^(注9)。

10月16日には、ViagとBTがグローバルワンをデュッセルドルフの裁判所に提訴した。ViagとBTは、グローバルワンが本年7月に欧州委員会で認可を受けた際に付与された条件である「独仏での最低2事業者への代替インフラ免許付与」が満たされていないとしている。裁判所は最終的な決定を2週間程度で行う予定である。

なおViag/BTによる提訴の前日(10月15日)に、ドイツ郵電省は代替インフラ免許を3社に付与し、ベーチ郵電大臣はこれによって欧州委員会による認可の条件は満たされたとしている。これに対してBTは、全国免許を与えられたのは1事業者(Vebacom)のみであり、条件を満足するものではないとしている^(注10)。

<出典>KDDドイツ(10.15)他

COMMENT

今後もポストバンク(郵便貯金)、ドイツ鉄道等の株式売却を予定し、DTについても98年に第二次売却を行うと見られているドイツ政府にとって、11月18日に行われるDT株式売却の重要性は非常に高く、DTの価値を低下させることになりかねない競争導入に消極的となるのは無理なからめところである。一方、98年の完全自由化を控える他のEU諸国と同様、ドイツの新規通信事業者にとっても免許獲得、旧独占事業者(DT)との相互接続といった問題は事業計画を大きく左右する死活的なものであり、こうした政府の姿勢は容認し難い。新規事業者による今回の提訴は、完全自由化まで一年余となったにもかかわらず、競争条件の整備が進まないために、具体的な戦略策定ができない状況への不満の現れとみることができる。

ドイツでは、7月に成立した新通信法によって競争環境の大枠は示されたことになるが、実際に具体的なルールを決定するのは、現在審議中の法規命令となる。このうち、網アクセス(相互接続)に関する法規命令は、9月2日の閣議決定を経て、9月27日に上院(Bundesrat)によって可決されているが、新規事業者はその内容についても、ドイツテレコムに有利であるとして批判的である。新規事業者は同法規命令についても欧州委員会への提訴を検討している。(細谷 毅)

(注10)

全国免許をVebacomが、地域免許をNetCologneとColt Telecomがそれぞれケルンとハンブルクで取得した。

フランス

ブイグテレコムとSTETが提携

フェーバも加わる見込み。SNCFの通信子会社への出資を狙うが、C&Wは不参加を表明。

ブイグ^(注11)は、フランスで第二事業者の地位を目指して、イタリアのSTETと提携することを明らかにした。ブイグが51%、STETが49%出資して新会社を設立するとともに、STETが、ブイグ傘下の持ち株会社Bouygues Decaux Telecomの株式の19.6%を、約17億フラン(約380億円)で取得する(次頁図参照)。両社は今後ドイツのフェーバの参加を見込んでおり、まずフランス国鉄(SNCF)

(注11)

フランス最大の建設会社。傘下にDCS1800事業者のブイグテレコムを持つ。ブイグテレコムは、今年5月にサービスを開始し、10月1日現在で約46,000の加入者を獲得している。同社にはブイグの他、C&Wが20%、ドイツのフェーバが15%、米国のUSウエストが5%それぞれ出資している(次頁図参照)。



KDD RESEARCH



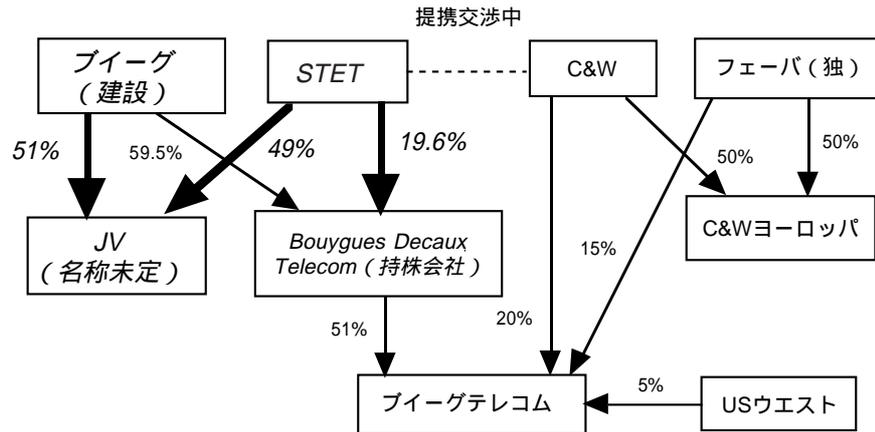
EUROPE

(注12)

CGE (Compagnie Générale des Eaux)の子会社 Cegetel や、AT&T-ユニソースなども名乗りを挙げている。

の通信子会社Télécom Développementの株式取得を目指す^(注12)。なおブイグ傘下のDCS1800事業者ブイグテレコムに20%出資しているC&Wは、このプロジェクトには参加しない意向である。

<出典>Financial Times(10.11)、Mobile Communications(10.17)



COMMENT

STETとC&Wは、提携交渉中であることを既に明らかにしているが、それによると、C&WがC&Wヨーロッパ(ドイツのフェーバとの合併会社、上図参照)にブイグ、STETを参加させて英独仏伊の汎欧州連合の形成を狙う一方、STETはC&W本体との提携を望んでいる模様であった。今回STETが直接ブイグとの提携をまとめた一方で、C&WはSNCFのネットワーク取得に反対して不参加を表明しており、STETとC&Wの間でさらに齟齬が生じている。一部では、C&Wの本命はSTETではなく、グローバル・ワンへの参加を望んでいるとの報道も見られるが、98年に向け欧州各国で第二事業者を巡る争い、そして提携交渉がますます活発になる中、残された最後のメガキャリアC&WとSTETの動向が注目される。

(園山 佐和子)

パリ交通営団が通信事業に参入へ

■ 公衆ネットワーク提供事業者に。他企業との提携については消極的。

パリ市内の地下鉄などを運営するパリ交通営団 (Régie autonome des transports parisiens、RATP) は、通信子会社Telecom Reseauxの設立を発表した。新会社は、RATPの地下鉄路線などに新たに光ファイバー網を構築し、98年以降参入する新規事業者や企業、公共機関など大口の顧客に賃貸する予定である。RATPでは、今後民間による少数出資を求める可能性を示唆している。

<出典>KDDパリ事務所(10.18)



KDD RESEARCH

COMMENT

欧州各国で次々と名乗りを挙げている第二事業者候補の中には、既にその国でインフラを持つ公益企業と、通信事業のノウハウを持つ外国（主にEU域内）キャリアとの組み合わせが目立つ^(注13)。今回の発表によるとRATPはその途を取らず、いわゆる「ゼロ種事業者」として独自の展開を目指す模様である。またすべての事業者ネットワークを開放し、特定の1社との独占契約を締結しない意向を明らかにしている。しかし今後は、第二事業者を目指しながら大規模なインフラを持たない勢力からのアプローチも強まるものと考えられる^(注14)。（園山 佐和子）

(注13)

ドイツの電力事業者RWE/フェーバとC&W、イタリア国鉄とフランステレコム及びオリベッティのグループなど。

(注14)

現在フランスでは国鉄（SNCF）が通信子会社の株式売却を計画しており、CGE/BT、ブイグ/STET、及びAT&T-ユニソースなどが取得を目指している。取得に失敗したグループがその後国鉄以外の公益企業のインフラに注目する可能性も考えられよう。

オランダ

EnerTel と Telfort が全国免許を獲得

応募した3社のうちグローバルワンは落選。EnerTelに出資するCasemaとPTTテレコムの両方に対するKPNの出資が競争上問題に。

オランダ運輸通信省は、電力会社・CATV事業者が出資するEnerTelと、BT及びオランダ国鉄（NS）がそれぞれ50%を出資して設立したTelfortに対し、全国規模の電気通信事業免許を付与することを決定した。正式な免許付与は11月の見込み。同免許には3社が応募していたが、残る1社であるグローバルワンは、ある分野で必要条件を満たしていなかったため落選したと発表されている。

<出典>Financial Times(10.24)他

COMMENT

オランダの新電気通信法は、EUの設定した期限に若干遅れ本年7月15日に成立した。同法は完全自由化が行われる98年までの暫定的なもので、基本音声サービス提供を除いたインフラの利用・構築を即日自由化し、基本音声サービス提供はEUレベルより半年前倒して97年7月1日から可能としている。今回の免許は、同法に基づくものであり、取得した2事業者は掘削権を与えられる。

従来オランダ政府はPTTテレコムとのデュオポリー導入を目論んで電力、CATV、オランダ国鉄といった公益事業者にTelecom2を設立させ、同社にのみ第二事業者免許を与える方針であった。しかし、Telecom2は政府の意向に反して今回免許を取得した2社に分裂したため、政府は方針変更を余儀なくされ、2社に対して免許が付与されることになった。グローバルワンが選に漏れたのは、同社がオランダ国内でインフラを所有していなかったためであると考えられているが、過去の経緯からも今回免許を取得した2社の顔ぶれは予想通りと言える。

免許を取得した2社のうちEnerTelにはついては、現在の独占事業者であるオランダPTTテレコムとのつながりが競争を阻害するものとして問題視されている。



KDD RESEARCH



EUROPE

EnerTelに12.5%を出資しているオランダ最大のCATV事業者Casemaが、PTTテレコムの持株会社であるKPNから同社の100%子会社であるKPN Kabelを通じて76%の出資を受けているのがその理由である。KPNは、この批判をかわすべく、KPN KabelをVision Networkとして再編成し、同社に独立した経営権を与えると同時に会計上もKPNから完全に分離することを発表している。しかし運輸通信省は、KPNの行う措置では不十分であるとして不満を表明しているため、今後同省からEnerTel及びKPNに対し、両社の関係を見直すことを求める可能性もある。

(細谷 毅)

イタリア

オリベッティ再建計画

PC製造部門を売却し、より一層通信に重点を置くことに。しかし負債の穴埋めのため、オムニテル株式を一部売却。

相次ぐCEOの交代劇、粉飾決算の疑いなどで大揺れのオリベッティ^(注15)では、コラニンノ(Roberto Colaninno)新CEOが、会社の再建計画を発表した。その骨子は、赤字を続けているPC製造部門を売却し、通信事業により一層重点を置くというものであるが、一方で負債削減のために、同社の保有するオムニテル^(注15)株式の一部(約8%)を売却する^(注16)。この計画によりオリベッティは、今年末までに約8,000億リラ(約620億円)の売却益を見込んでいる。

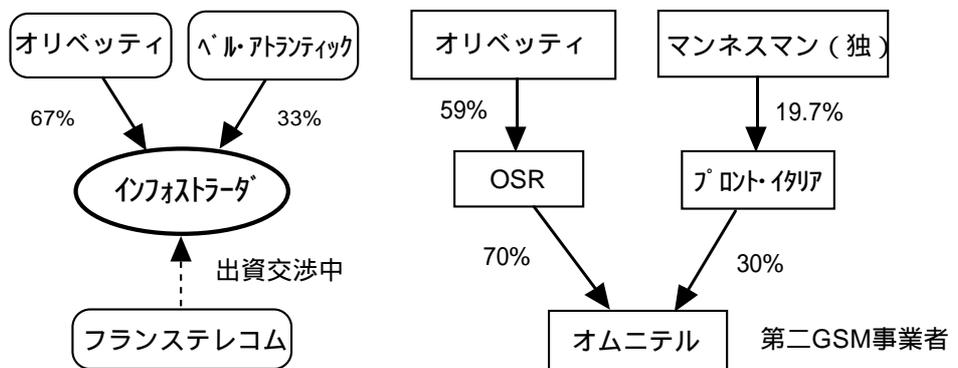
<出典>Financial Times(10.4)、Mobile Communications(10.17)、Telecom Markets(9.26)他

(注15)

オリベッティは、近年意欲的に通信市場への参入を図ってきた。その中核となるのは、第二GSM事業者オムニテルへの出資、及び第二事業者の地位を目指すインフォストラダである。インフォストラダはベル・アトランティックとのJVであるが、フランステレコムとの提携交渉や、イタリア国鉄の通信子会社への出資など、98年に向けた準備を着々と進めている。

(注16)

ドイツのマンネスマンが11月8日、4,325億リラ(約335億円)で取得した。マンネスマンは以前より、プロントイタリアを通じてオムニテルに5.9%出資している(右図参照)。



KDD RESEARCH

◎ COMMENT

一部では、イタリア参入のパートナーを死守したいフランステレコムが、オリベッティへ出資すべく交渉を行っているとの報道もあったが、最終的にはオリベッティが自主再建の道を選ぶこととなった。オリベッティは今後PC部門のみならず、OA機器部門も売却したい意向とも伝えられており、今回の危機を契機に、より一層通信事業者への脱皮を図っている。なお、昨年10月にサービスを開始したオムニテルは、98年まで黒字転換できない見通しではあるが、この8月の新規加入者数でテレコムイタリアモビレ(TIM)のGSMサービスを抜くなど、順調に加入者を伸ばしている。そのため、オムニテル株の一部売却については、オリベッティの一部株主から批判の声も上がっている。

(園山 佐和子)





NEWS

KDD総研がお客さまの インターネットビジネスを トータルにサポートいたします。

1. インターネットコンテンツの作成サービス

音声、動画を含むマルチメディアのホームページの作成並びにインタラクティブなページを作るための各種c g iを作成いたします。また、ご希望のお客さまは、当社のサーバ上にホームページを開設していただくことも可能です。

2. インターネット、イントラネットのコンサルティングおよび調査サービス

導入機器の選択、仕様書の作成などインターネット、イントラネット構築を計画されているお客さまへ各種コンサルティングサービスを提供いたします。また、インターネットの最新情報などの調査も承ります。

3. インターネットサーバの構築サービス

WWWサーバなどインターネットサーバの構築作業を承ります。

問合せ先 KDD総研インターネット業務部
TEL 03-3347-6337
FAX 03-3347-6721
E-mail lNET@plaza.co.jp
WWW <http://www.plaza.co.jp>

KDD 総研

R&A

世界の通信ビジネスの最新情報誌

1996 November



お詫びと訂正

本誌10月号において以下の誤りがありました。
表2 KDD PLANS、表3 KDDフレームリンク広告のお問い合わせ先は以下のとおりです。

企業通信部 KDD PLANS担当
TEL 03-3243-9061
大阪支社営業部 KDD PLANS担当
TEL 0120-167-001
企業通信部 フレームリンク担当
TEL 03-3243-9189
FAX 03-3275-4430

発行日 1996年11月20日
発行人 景山 正
編集人 立花 敬
発行所 株式会社 KDD総研
〒163-03 東京都新宿区西新宿2-3-2 KDDビル29F
TEL. 03(3347)6926 FAX. 03(5381)7017
年間購読料 19,800円(消費税・送料込み、日本国内)
レイアウト・印刷 株式会社丸井工文社



海外販売代理店

KDD UK Ltd.

6F Finsbury Circus House, 12/15 Finsbury Circus,
London EC2M 7EB U.K.

Tel:44-171-382-0001 Fax:44-171-382-0005

KDD Belgium S.A./N.V.

Boulevard du Regent 50, Boite7, 1000 Brussels, Belgium

Tel:32-2-511-3116 Fax:32-2-514-5444

KDD Deutschland GmbH

Immermannstr. 45, D-40210 Dusseldorf, Germany

Tel:49-211-936980 Fax:49-211-9369820

KDD Hong Kong Ltd.

Room 2701, 27th Floor, East Tower, Bond Centre,

89 Queensway, Central, Hong Kong

Tel:852-2525-6333 Fax:852-2868-4932

眞韓圖書 (JIN HAN BOOK STORE)

大韓民国Seoul特別市中区巡和洞1-170 Samdo Arcade 12

Tel:82-2-319-3535 Fax:82-2-319-3537

海外新聞普及(株)(OCS)

〒108 東京都港区芝浦2-9

Tel:03(5476)8131 Fax:03(3453)9338